

令和4年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 令和4年3月7日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第25号 工事請負契約の締結について
日程第4 議案第26号 令和3年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第25号 工事請負契約の締結について
日程第4 議案第26号 令和3年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

1. 出席議員（18名）

- 議長 18番 東 千 春 議員
副議長 11番 佐 藤 靖 議員
1番 富 岡 達 彦 議員
2番 倉 澤 宏 議員
3番 山 崎 真 由 美 議員
4番 佐 久 間 誠 議員
5番 三 浦 勝 秀 議員
6番 今 村 芳 彦 議員
7番 五 十 嵐 千 絵 議員
8番 遠 藤 隆 男 議員
9番 清 水 一 夫 議員
10番 川 村 幸 栄 議員
12番 高 野 美 枝 子 議員
13番 高 橋 伸 典 議員
14番 塩 田 昌 彦 議員
15番 東 川 孝 義 議員

- 16番 山 田 典 幸 議員
17番 黒 井 徹 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

- 事務局 長 伊 藤 慈 生
書記 開 発 恵 美
書記 石 橋 恵 美
書記 加 藤 諒

1. 説明員

- 市長 加 藤 剛 士 君
副市長 橋 本 正 道 君
教育長 小 野 浩 一 君
総務部長 渡 辺 博 史 君
総合政策部長 石 橋 毅 君
市民部長 宮 本 和 代 君
健康福祉部長 小 川 勇 人 君
経済部長 白 田 進 君
建設水道部長 東 聡 男 君
教育部長 木 村 睦 君
市立総合病院院長 岡 村 弘 重 君
市立事務部長 岡 村 弘 重 君
市立大学局長 水 間 剛 君
こども・高齢者支援室長 廣 嶋 淳 一 君
産業振興室長 田 畑 次 郎 君
上下水道室長 佐 藤 美 香 君
会計室長 鈴 木 康 寛 君
監査委員 鹿 野 裕 二 君

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 山 崎 真由美 議員

5番 三 浦 勝 秀 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。議長よりお許しをいただきまして、発言の機会をいただきましてありがとうございます。

去る3月2日午前8時頃、私の運転する自家用車が一時停止にもかかわらず左右をしっかりと確認をせずに交差点内に進入をしてしまい、左右から来た車両2台を巻き込む接触事故を起こしてしまいました。事故に遭われたお二人、そして御家族には心からおわびとお見舞いを申し上げますとともに、御心配をおかけしました関係者の皆様に重ねておわびを申し上げます。私は、地域において交通事故防止、安全運転、あるいは防災を推進する立場にありながらこのような事故を起こしてしまったことは大変申し訳なく、深く反省しております。今後このような事案を起こさないよう自身を強く戒め、信頼回復に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

未婚農業後継者の結婚支援について外1件を、清水一夫議員。

○9番（清水一夫議員） おはようございます。議長から御指名をいただきました。通行順に従い、大項目2点にわたって質問させていただきます。

大項目1、未婚農業後継者の結婚支援について。日本の農村における農業後継者の結婚難が指摘されるようになったのは、昭和30年代からだと言われています。その後高度経済成長期には農村から人口流出を受け、農業後継者の結婚は公的組織が対応すべき課題と認識されるようになり、昭和56年に日本青年館結婚相談所が企画した釧路の酪農青年と東京の未婚女性との交流がNHKの「明るい農村」で放映され、多くの反響を呼びました。また、昭和60年には山形県朝日町で未婚農業後継者の配偶者対策としてフィリピンから花嫁を呼び、自治体が国際結婚を先導するという取組が行われ、公的機関による未婚農業後継者の結婚支援は全国的に注目を集め、全国各地に地域協議会等が設置されるようになりました。最近従来の参集型のイベント運営は、結婚の意思のある人は確実にいるはずなのに交流会を開催しても思うように参加者が集まらないという状況であります。一部の団体では、参加者確保のノウハウについて蓄積のある大手民間企業を含めた専門業者に委託しております。また、コロナ禍、イベントがオンライン開催に切り替わったり、イベントの開催ではなく、データマッチング型のサービスの導入に支援の方向を転換するなど、また農学部の現役大学生が開発した農業特化型婚活アプリを活用している人もおります。

ここで本市の取組として小項目3点について伺います。小項目1、未婚農業後継者について。智恵文地区、名寄地区、風連地区に未婚農業後継者の対象者は何人いるのかお聞きします。

小項目2、未婚農業後継者への支援事業について。どのような支援事業を行っているのか具体的にお聞きします。

小項目3、支援事業の問題点とその対策について。支援事業の問題点をどのように把握され、対

策はどのように取り組んでいるのかお聞きします。

大項目2、冬季スポーツ施設等の整備について。本市の2021から2022の冬季スポーツ競技会は、まず12月18日の第27回クロスカントリー名寄大会に始まり、今月の8日から13日にかけてジュニアオリンピックカップ2022、全日本ジュニアスキー選手権大会兼ねて全日本小中学生選抜スキー大会、また16日から21日の間に第40回J S B A全日本スノーボード選手権の開催が予定されており、その大会数は16を数え、道内外から選手、役員等が来名され、交流人口に大きく貢献しています。これに関連して、冬季スポーツ施設等の整備について小項目3点についてお伺いします。

小項目1、ピヤシリススキー場の第4ロマンスリフトの運行再開について。全日本スノーボード選手権北海道地区大会並びに第40回J S B A全日本スノーボード選手権のアルペン系大回転、回転では東側斜面のジャイアントコースを使用します。選手がスタート位置に行くには第1、第2、第3のペアリフトを乗り継ぎ、樹氷コースを滑降してスタート位置に着きますが、第4ロマンスリフトが運行していれば乗り継ぎすることなく、一本でスタート位置に到着します。選手のこと、選手ファーストを考えますと残念でなりません。このことは、アルペン競技の大会及び合宿受入れにも同様であります。今後も第4ロマンスリフトの運行はしないのか、またある時期が来たら運行を再開するのか、お考えをお聞かせください。

小項目2、クロスカントリーコースと健康の森管理棟施設の整備について。今シーズンのコース整備は、12月6日から行いました。ある程度雪が積もったならばしっかりと下地整備をしますが、コース上に水が流れているところ、水がたまっている箇所があり、側溝を掘り、木の枝を入れて、簡易暗渠を施してからスノーダンプで雪を入れて整備しています。また、コースの上り急カーブがあり、そのところの雪の乗りが悪く、これもスノ

ーダンプで雪を入れて整備しています。また、コース上の木の枝に大きな雪玉ができ、選手が滑走中にその雪玉が落ちてけがしないようにと木にはしごをかけて雪玉の枝を切っております。これも選手のこと、選手ファーストを考えて整備しています。また、放送設備等の問題と救護施設、タイム計測所はプレハブを設置して対応していますが、管理棟を増設して一か所で対応できないものかななどの問題点を大会主催、主管する名寄地方スキー連盟関係者と施設管理者とで現場で問題点を共有し、改めて相互に協議する場を設けてもらいたいと思いますが、見解をお伺いします。

小項目3、人工降雪機の導入について。業者は、昨年10月1日から今年の1月9日にかけてピヤシリススキー場第1リフトの上と下に気象観測機を設置し、気象データを収集しました。そのデータを基に人工降雪機の設置も含めてどのような整備がスキー場の運営、冬季スポーツ拠点化の推進に効果的か研究しておられるものと思いますが、その検討結果についてお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） どうもおはようございます。ただいま清水議員からは大項目で2点御質問いただきました。大項目の1につきましては私のほうから、大項目の2につきましては産業振興室長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、大項目の1、未婚農業後継者の結婚支援について、小項目の1、未婚農業後継者について、小項目の2、未婚農業後継者への支援事業について、小項目の3、支援事業の問題点とその対応について関連がございますので、一括して申し上げたいと思います。本市の未婚農業後継者への結婚支援につきましては、名寄市、J Aなどの関係機関及び団体で構成します名寄市農業者後継者対策協議会における支援事業や名寄市結婚相談センターにおける相談支援などを通じて取り組ま

れており、市といたしましても構成団体としてはもとより、財政支援なども含めて活動を支援してまいります。結婚支援の対象となる未婚の農業後継者についてであります。JA青年部の調査によりますと名寄智恵文地区、風連地区の20代から30代の農業者のうち40名から50名程度とされておりまして、これに40代以上の未婚者が加わることとなります。これまでの支援事業につきましては、農業後継者対策協議会において婚活サポートセンターが主催をします北海道婚活情報コンシェルに掲載される婚活事業や北海道農業公社が実施をします北海道ふれあい交流会への参加費用に対する支援、未婚農業後継者と参加希望された女性とのパーティー形式による出会いの場の提供などが計画されてきたところでございます。しかしながら、婚活サポートセンターや北海道ふれあい交流会の参加につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けまして、残念ながらここ数年希望者がいない状況となっております。一方、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして支援事業の柱でありますパーティー形式の実施が困難となる中で、オンラインによる事業を実施し、令和2年度の実績は3名となりましたが、参加者からオンライン形式に対する問題点なども指摘され、令和3年度の開催については見送ることといたしました。また、名寄市結婚相談センターでは、毎週金曜日に相談窓口を開設し、相談員による結婚希望者への情報提供、相談などが行われており、農業者も複数登録されていると伺ってございます。

支援事業の問題につきましては、地元の未婚農業後継者の参加が減少傾向にあり、また支援事業の開催形態につきましても開催場所に地元スタッフはいないほうがよいなどの声もあり、プライバシーへのさらなる配慮と今後の課題も浮上してございます。今後の対応についてでございますが、参加者が減少傾向にあることや開催形態などへの指摘もございまして、先般改めて関係機関、

団体で協議を行い、これまでの結婚支援事業をきっかけに成婚をされました実績と成果から事業継続の必要性と当事者の意向に沿った見直しなどを進めることを確認したところでございます。具体的には、名寄近郊を含めた地元女性との出会いの場の創設や未婚農業後継者の支援事業に対する意識調査、各種事業への参加を円滑にするセミナーなどの取組が必要ではないかとの御意見などもいただいたところでございます。今後の結婚支援に当たり未婚農業後継者の結婚への意識や婚活事業に対するニーズが多様化していることから、実態把握に努め、取組を検証し、見直しをしながら進めてまいりたいと考えてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私から大項目の2、冬季スポーツ施設等の整備についてお答えいたします。

まず初めに、小項目の2、ピヤシリスキー場の第4ロマンスリフトの運行再開について申し上げます。ピヤシリスキー場のリフトは、第1ペアリフトが平成5年、第2ペアリフトが平成6年、第3ペアリフトが平成15年にかけて替えられ、第4ロマンスリフトは昭和61年に設置されており、老朽化した施設、設備が多い中、年次的な計画を作成し、整備を進めております。第4ロマンスリフトについては、平成29年度、シーズン前の点検整備で判明した故障により運休し、平成30年度に整備して運行したものの、令和元年度は人員不足のため運休しました。以降機能を維持しながら経費節減も必要であることから、できるだけ利用者の皆様に不便のないよう検討し、運休させていただき、これまでの検証を踏まえ、コースを未圧雪ゲレンデ、いわゆるサイドカントリーコースとして御利用いただくことで多様なニーズにお応えし、好評いただいております。最も古い第4ロマンスリフトは、運行再開に当たっての点検整備には多額の費用がかかることが想定され、さらに

通常のシーズン後及びシーズン前の点検整備のほか、ランニングコストも必要となることから、今後につきましては利用者の安全、安心、スキー場の機能の維持、費用対効果など様々な観点から検討するとともに、指定管理者である名寄振興公社をはじめ、ピヤシリスキー場で活動し、協力いただいている関係団体と意見交換するなど総合的に判断してまいります。

次に、小項目の2、クロスカントリーコースと健康の森管理棟施設の整備についてお答えいたします。冬季スポーツ拠点化プロジェクトにおいてスポーツ合宿や大会誘致は重要な事業の一つであり、なよろ健康の森周辺のスポーツ施設は一年を通じて重要な役割を果たしていると認識しております。現在スポーツ施設の整備につきましては、スポーツセンター等老朽化した施設の長寿命化を図るための整備を中心に進めているところです。健康の森管理棟を含む周辺施設の整備につきましては、冬季スポーツの利用のみならず、夏季スポーツの利用の側面からも慎重に検討するとともに、整備に係る財源確保と市全体の公共施設の整備計画とのバランスを図りながら進めてまいりますので、御理解願います。

次に、小項目の3、人工降雪機導入について申し上げます。ピヤシリスキー場における人工降雪機導入については、事前の調査研究の一環として令和2年12月20日から21日にかけて人工降雪機の導入実績があり、アルペンスキーの合宿、大会の先進地であるFIS公認国設阿寒湖畔スキー場を視察いたしました。その結果、本市の既存の気象データを基に人工降雪機を導入した場合、例年より一定程度早期かつ安定的にオープンできる可能性がある一方で、ゲレンデ整備を実施した上で人工降雪機を導入したほうがより効果的であることが分かりました。また、先進地スキー場における合宿による経済効果は、スキー大会の開催と合宿がセットで効果を発揮するもので、本市の場合12月中下旬は既にジャンプ、クロスカントリー

大会が開催されており、宿泊施設や大会運営スタッフの確保など課題も確認されました。さらに、令和3年度は人工降雪機メーカーの協力の下、11月から第1ゲレンデの上部と下部の2地点の気象データを収集しており、速報によりますと安定的に例年より早期にオープンできるとの結果とは言えず、人工降雪機の設置に当たっては多額の費用がかかることから、夏期のゲレンデ整備を中心に冬季スポーツ拠点化の推進に効果的なスキー場整備について指定管理者である名寄振興公社をはじめピヤシリスキー場で活動し、協力いただいている関係団体と意見交換するなど、検討してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） 答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。

まず最初に、未婚農業後継者への結婚支援についてであります。答弁いただきまして、対象者支援事業の問題点をお聞きしますと、深刻な問題と私は思いました。なぜならば、本市の基幹産業は農業であります。その農業を守り、さらに発展させ、そして地域のコミュニティーを維持していくためにはこの問題を解決しなくてはならないと思います。未婚農業後継者の婚活をしっかり支援していくことと改めて強く感じました。実を言うと、私は全国農業新聞に昨年5月7日頃に掲載されていた別海町の未婚の酪農後継者の婚活について取組を知り、コロナが下火になった11月10日、別海町に行きまして、別海町産業振興部農政課担い手対策担当者から未婚酪農後継者の結婚支援についてお聞きしました。聞き取りの内容は、まず経緯について説明します。町内の酪農家に嫁いだ大阪府枚方市の出身の女性が里帰りした際に市長を表敬訪問し、別海町の魅力や酪農家のパートナー対策の必要性を伝えたことがきっかけで両市町は昭和62年に友好都市宣言を締結しました。40年近く続く交流事業の菊と緑の会、未婚の農業

後継者の配偶者対策であります。主催は別海町産業後継者対策相談所、これは町やJAをはじめ地域に関わる全ての機関によって構成されておりまして、関西圏の未婚女性を別海町に招く形で開催しております。交流日程は3泊4日で、参加費は男女一律3万円、昨年は11月5日から8日に開催され、未婚女性が7名の応募があり、6名を選考して、別海町では未婚の酪農後継者が7名参加しました。その成果は、マッチングは5組成立したと伺っております。枚方市は、市のホームページ、ラジオ、新聞などで募集協力をしています。特筆すべきところは手厚いフォロー体制で、開催後に後継者対策相談所専任相談員が希望する酪農後継者を連れて関西に赴き、会に参加した女性たちと交流する事後交流や年に数回過去に会に参加した女性に会い、来町の意味や今後の意向について意見を聞く場を設けて活動しております。37回開催し、参加した男女合わせて698名、93組の結婚が成立しています。

ここで、本市は東京杉並区と交流自治体協定を提携していることから、この別海町の取組を大いに参考にして、例えば杉並区の協力を得て関東圏の未婚女性に参加募集してはいかがでしょうか。行政とJAが中心となり、しっかりとスクラムを組んで取り組むべきものと思いますが、御見解をお伺いします。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 農業後継者の結婚支援ということであります。議員が言われたように、農村の維持という観点から必要な部分だと思えますし、一方では本人の幸せということもありますので、いわゆる公というものと私という分のこの両立をしながら進めなければいけないということなのだと思います。名寄市の結婚支援についてということでもありますけれども、ここ先ほどお答えのとおり、名寄市後継者対策協議会が中心に取組を進めさせていただいているということでもあります。新型コロナウイルスの影響などもあって、参

加者の減少、あるいは参加する農業者の意識の変化などもありまして、今後のあるべき姿についてまさに今これから検討していかなければいけないのだというふうに思っています。

今議員から提言のありました東京杉並区との交流を機に事業を取り進めるべきではないかという御意見についてであります。別海町の事例をお聞きしましたけれども、相手先をある意味関西に絞っているところが1つ、そこを縁に実績というか、人間関係もつくられてくるのかなという感じがしますし、来られる方も当然知っている方が別海にいるということであると、それが動機になることもあるかもしれませんし、その後の交流会の後のフォローについてもしっかりしているという事例だったというふうに思いますので、こういった取組についても一つの方策として私ども受け止めさせていただきたいと思えます。今後名寄市農業後継者対策協議会において可能性についてしっかりと調査をさせていただきたいというふうに思えます。いずれにしても、先ほど申し上げましたように、地域農業の持続という視点からこの支援事業、重要な取組だというふうに考えてございますので、協議会の中で、市としては協議会の活動を支えながら今後も必要な取組について進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただければと思えます。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） よろしく願いいたします。

引き続きまして再質問させていただきます。第4ロマンスリフトの運行再開について。答弁は結論的にランニングコスト、安心、安全の検討、総合的に判断するというものでありましたけれども、この件につきましては人工降雪機の再質問のところで併せて質問させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。同じく小項目2のクロスカントリーコースと健康の森の管理棟施設の整備について、最後の私の質問の中の大会を主催、

主管する名寄地方スキー連盟関係者と現場での問題点を共有して、改めて相互に協議する場を設けていただきたいと、こう質問しましたけれども、その回答がございませんでした。再度再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 現場での問題点等の協議の場ということでありましたけれども、まずはジュニアオリンピック、主催が名寄市ということで、地元スキー連盟の皆様方には最大限の御協力いただいておりますことに改めて感謝申し上げます。我々としても大会役員、クロスカントリーの現場の役員の方々とも現状意見交換はできているという認識ではあります。改めてそういった場が必要だということであれば、これは決して拒んでいることは一切なくて、必要があれば随時担当の者とお話をさせていただける環境があるのかなというふうに考えておりますし、また1回目の答弁でも述べさせていただきましたが、いわゆるスポーツ振興のための施設等の考え方については各種団体、いろいろな競技団体がございまして、それぞれがいろいろな課題を抱えながら日々振興していただいておりますので、そういった各団体との全体的なバランス、それから冬季スポーツでいうとまだジャンプ台とかいろいろ大きな課題もありますから、そういった中で総合的に優先順位をつけながら今後も施設整備等判断してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） クロスカントリーのコース整備をしている人の労苦、これは理解していただいたということは大変うれしく思います。しかしながら、その後しっかりと場を設けて、大会を主催、主管する連盟の関係者と、現場は現場、改めて場を設けて、現場の人、そして連盟の人の上いますよね。理事長、事務局長もおられます。現場でコース整備しているのは、クロスカントリー

一の部長であります。だから、施設関係者らとトップ同士の場をしっかりと協議を設けていただいて、改善するということを要望をします。ひとつよろしくをお願いいたします。

最後に、人工降雪機について再質問。今答弁の中で、夏期のスキー場整備が大事であるという回答であったと思いますが、では夏期にどのような整備をするかお考えをお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 人工降雪機の設置に当たっての検討ということで、これは安定的に早期にオープンできればということでの検討もありましたけれども、その検討、研究する中で調査結果の速報もありましたとおり、さほど早期のオープンできる結果となっていなかったことから、スキー場の整備、それは早期オープンできるための草刈りですとか、あるいは水がつかないような整備ですとか、これまでやっていたことをさらに早期にオープンできるような形で現場の方々とは検討しながら進めていくというようなことを考えております。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） 夏期の整備について私のほうから一案を申し上げて、要望したいと思っております。

ピヤシリスキー場の斜面を横断している排水溝がございしますが、そこらを暗渠化していただきたいと思う。なぜなら、そこを暗渠化して平らにして、夏期の機械での草刈りができるようにしていただきたいなど、こう思っています。また、斜面の土をむき出しにしているところには草の種をまいて、草地化していただきたいと思っております。なぜなら、草は直接土からの地熱、これを防止しませぬ。雪の乗りが大変よろしい。今現実には、斜面が小石というか礫です。昨年バックホーで掘ったものは、ちょっと空洞化になっています。そこを雪入れて整地するには相当体力がかかります。それがしっかりと夏のうちから整備していれば、まだ早

いオープンも可能かと思えます。そのための予算も必要でありますけれども、その点について改めてお聞きします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） ただいま議員から御提案をいただきました。これまでもゲレンデ整備につきましては暗渠化ですとか草刈りなどについて予算をつけてやってきておりますし、今後も現場の声を聞きながら、必要な箇所の暗渠化ですとかを要望いただきながら検討し、予算を我々も要望上げさせていただいて、整備をしていきたいと考えております。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） よろしくお願ひいたします。

最後に、札幌オリンピックの招致に関連して、人工降雪機の導入についてお話しさせていただきます。人工降雪機が導入され、早い時期のオープンが可能となる。それと併せて第4ロマンスリフトが運行していれば、札幌オリンピックの練習会場としての招致もしやすくなると思いますが、そのお考えをお伺いします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 人工降雪機を導入しての早期のオープンということについて議員の御提案をいただいたところです。第4ロマンスリフトについても先ほど答弁させていただきましたが、今現在数シーズン運休をしているところでございます。さきにも全日本スノーボードの北海道地区大会が開かれまして、そのときも同じように3つのリフトを乗り継いできております。そのときにもこれとって大きな御不満といった声はなかったところを考えますと、これまでの関係団体の皆様との御協議も含めて一定程度、今この状態で第4ロマンスリフトが運休し、3つのリフトについて全てのコースを滑るというところについては一定のコンセンサスを得ているものなのかなと考えているところでございます。第4ロマンス

リフトが運行されれば、札幌五輪招致された際の練習会場ということについては御提案として受け止めさせていただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（東 千春議員） 以上で清水一夫議員の質問を終わります。

人口減少が顕著な地区のコミュニティ維持対策について外1件を、佐久間誠議員。

○4番（佐久間 誠議員） 議長から御指名いただきましたので、通告順に従い、大項目2点について質問いたします。

まず、大項目の1、人口減少が顕著な地区のコミュニティ維持対策についてお伺いいたします。小項目の1、安全、安心な通信網や無線基地局装置の整備について伺います。携帯通信網の整備に関して、本市の郊外地区にはいまだ電波が弱い地区があります。改善には新たな無線基地局装置の整備、小型化した鉄塔などの整備が必要になってきます。郊外の農村地区の中では近年の労働力不足を補うICTを活用したスマート農業が進んでおりますが、これらには欠かせない一定の強さの電波の必要性が指摘されております。郊外の山間部で電波の入り弱いところに居住されている地区の方からは、通信はもとより、農畜産業での利用がひとしく図れるよう電波受信の改善ができないものかとの声が寄せられております。民間事業者の供給に期待できないことから、行政の支援による無線基地局装置整備の考え方についてお伺いいたします。

次に、小項目（1）の①であります。郊外地区における公衆電話の設置状況について伺います。公衆電話は、非常時には携帯電話よりもつながりやすいこともあり、重要な連絡手段としての役割を果たしております。公衆電話は、全ての国民に対して公平な利用環境を提供するユニバーサルサービスに位置づけられており、市街地で500メ

ートルに1台、それ以外の地区では1キロ四方に1台置くことが現段階の省令によって定められているわけですが、名寄市の郊外地区における公衆電話の設置状況についてどの程度設置されているか、把握されていることなどについてお伺いいたします。

次に、2つ目であります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく手だてについて伺います。令和3年法律第19号として改正された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づいて本市においても市町村計画が策定されているわけですが、集落の整備などの事業に山間部特有の電波障害などの改善策を盛り込んでいく必要があるのではないかと考えますが、行政としての見解を伺います。

小項目（2）、コミュニティの人口減少対策について伺います。人口減少の著しい町内会の維持と費用負担などへの支援について市町村計画、集落整備の事業ではコミュニティ施設への支援も考えられ、計画されていると思いますが、どのような内容を考えられているかお知らせいただきたいと思います。

また、過疎の進む集落では、人口減少に伴い町内会組織を維持するための費用負担も大きくなっております。市街地でない多面的機能の維持、さらには景観維持に努力されており、これらの観点から行政としての手だてについてお伺いいたします。

大項目2、農業の振興について、小項目（1）、水田活用の直接支払交付金要件の見直しによる影響について伺います。農林水産省が新年度より米から他の作物に転作した農地に対して支払われる水田活用の直接支払交付金の条件を見直すとの方針を示していることに対し、農業者に不安の声が広がっております。とりわけ国による減反政策に協力してきた北海道にとって大きな影響をもたらすことになり、最悪の場合農業者の離農に拍車をかけることにならないか懸念するものであります。

小項目（1）の①、本市における交付対象水田面積と直接支払交付金要件が見直された場合の影響額についてどの程度の金額になると考えられているか伺います。

2つ目に、農地の評価額下落と流動化への影響について。これまで交付金をもらい、稲作をやめて牧草などに切り替えた農地では、長年の牧草の作付で形状も変わり、畑地化して米作りに戻すのは容易でないところも見受けられます。稲作もできない、転作も補助金頼りだったものがなくなることによって作れなくなると農地が荒れ、売り物にならなくなる事態が想定されます。農地の資産価値が下がり、土地を担保に借入金で運営していた農家は営農が難しくなっていくのではないかと懸念されております。この辺りをどのように分析されているかお伺いいたします。

小項目（1）の3点目ですが、税制への影響について伺います。本市にこれまで見込まれていた税収にどんな影響があるか、税収がどの程度減ると考えられるかお伺いいたします。

大項目2の小項目（2）、本市としての取組について伺います。小項目（2）の1つ目として、地元JAと連携した国に対する要望活動の考え方について。北海道は、地域農業再生協議会にアンケートを取り、国への要望を取りまとめるなど準備を進めているとの報道もされているところですが、本市としても関係機関、団体などと連携しての働きかけなど、現在まで検討され、行動されていることなどについてお伺いいたします。

小項目（2）の②、米の消費拡大と激変緩和措置の働きかけについて伺います。コロナ禍による外食産業等の低迷による米のだぶつきなども背景にあることから、基幹産業が農業である本市として改めて米の消費拡大のキャンペーン運動などを北海道やJAなどと連携して取り組んでいってはどうか。あるいは、本市独自の取組もできればやってみてはどうかと考えます。また、生産者を直

接下支えするために本市として可能な支援はやっていくべきではないかと思えますから、この辺りについてもお考えをお聞かせください。

さらに、今後5年に一度も水稲を作付しない場合は除外をするという新たに示された条件についても生産者への激変緩和措置を設けることなど国に働きかけを強めるべきと考えますが、本市としての見解をお尋ねいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 佐久間議員からは、大項目で2点にわたり御質問いただきました。大項目1については私から、大項目2については経済部長からの答弁となりますので、よろしく願いたします。

大項目1、人口減少が顕著な地区のコミュニティー維持対策について、小項目1、安全、安心な通信網や無線基地局装置の整備について申し上げます。携帯電話については、通話機能をはじめ電子メールやインターネット、さらには災害時などの緊急時における通信手段としても利用されるなど今や日常生活になくてはならないツールとして広く普及しています。総務省の公表では、令和2年度末における携帯電話サービスエリアの居住人口カバー率は99.99%となっており、国内の居住エリアの大部分で携帯電話が利用できる状況にあります。しかしながら、地理的条件や事業採算性の問題により利用できない居住エリアが依然として存在しており、地域間格差の解消が急務となっているところです。本市におきましては、郊外地域の一部において携帯電話の不感地域がある状況であり、市では毎年携帯電話事業者に対して不感解消について要望していたところ、地域において携帯電話事業者により衛星回線を利用したアンテナが設置され、昨年3月から供用開始となり、不感地域の解消につながったところです。また、本年3月までに携帯電話基地局の設置に必要不可欠な光ファイバーが郊外地域にも敷設されること

となりました。このことは、不感地域の解消に向けて大きな一歩となったものと認識しているところです。国においては今後の本格的なIoT時代の到来を見据えて5G基地局の整備促進の方針を示しており、2019年4月に一部携帯電話事業者から提出された2023年度末までにエリア外人口を解消する旨を盛り込んだ第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画を認定しました。これにより現在携帯電話事業者により基地局整備が進められており、エリア外人口の解消に一定のめどが立ったとの認識が示されているところです。なお、行政として基地局整備を行う場合においては、国の補助事業である携帯電話等エリア整備事業の活用が見込まれますが、イニシャルコストのみに対する補助となっており、整備する基地局の規模にもよりますが、多くのランニングコストが自治体の負担となり、本市の財政状況や費用対効果などを鑑みますと現状では難しいものと考えておりますので、御理解ください。今後は地域の観光地や農林業従事者の作業エリア等、さらには災害時における緊急輸送道路や避難路などの安全、安心の確保の観点から居住エリアのみならず非居住エリアについてもエリア化を進めることが必要と考えており、国による強靱化に期待をするところでもあります。また、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく手だてにつきましては、令和3年第3回定例会において議決いただきました名寄市過疎地域持続的発展市町村計画におきまして集落の整備の対策として集落の快適な生活環境の整備、充実に努め、居住環境の向上を図ることを明記しております。本市としましては、携帯電話が日常生活になくてはならないツールとなっている現状において山間部における電波障害の改善についても生活環境の整備の一つとして捉えているところでもあります。しかしながら、山間部の電波障害の改善には基地局設置が必須であり、新たな光ファイバーの敷設などを含むイニシャルコストやランニングコストに

ついても市街地と比較すると高額となることから、本市の財政状況を考えますと整備は難しいものと考えており、国や携帯電話事業者による整備に期待しているところでありますので、御理解くださいますようお願いいたします。

次に、郊外地区における公衆電話の設置状況について申し上げます。公衆電話の設置につきましては、社会生活上安全及び戸外における最低限の通信手段を確保する観点から市街地においてはおおむね500メートル四方に1台、それ以外の地域においてはおおむね1キロメートル四方に1台という総務省の基準に基づき、NTT東日本及びNTT西日本により設置されております。市内の設置状況につきましては、NTT東日本の公表によりますと、名寄地区に29台、風連地区に3台、計32台が設置されている状況にありますが、いずれも市街地の人の往来が多い場所への設置となっており、郊外地区には設置されていない状況にあります。公衆電話については、携帯電話の普及とともに需要や利用率が低下し、売上げの減少により採算が取れなくなったことから、設置台数を減らしている状況にあり、総務省においては今年度内に設置基準の緩和に関する省令の改正が行われ、これにより設置台数がさらに減少することが想定されます。しかしながら、ユニバーサルサービスとしての役割を担っていることから、今後も設置台数は減少傾向とはなるものの、最低限必要数は維持されるものと考えているところです。

次に、小項目2、コミュニティの人口減少対策について申し上げます。全国的に人口減少や少子高齢化が進展している中、本市においては人口減少に歯止めをかけるために日本最北の公立大学である市立大学を設置するとともに、市立総合病院を圏域の高度医療を担う中核医療機関として整備を進めるなど、本市のみならずこの圏域にとって必要な生活機能を確保するため独自性のある施策を推進し、人口流出の抑制に最大限努めてきました。これら施策の効果もあり、本市の人口減少

は緩やかではあるものの、近年は出生率の低下と市外への転出者の増加が一層進んでおり、人口減少の加速化が危惧される状況にあります。このような状況の中、名寄市過疎地域持続的発展市町村計画では、集落の整備に係る自治活動支援事業として地域活動の拠点となるコミュニティ施設への支援などを行うこととしております。コミュニティ施設への支援内容としましては、町内会が所有または管理する町内会館の新築、改築、増築及び修繕等に要する費用の一部について名寄市町内会館建設費等補助金交付規則に基づき支援を行ってきております。また、町内会が実施する環境美化活動、防犯活動、子供やお年寄りをはじめとする地域住民の見守り活動など町内会の主体的な活動に対しては、町内会自治活動交付金により支援を行ってきているところです。今後におきましては、地域連絡協議会やコミュニティ・スクールなど小学校区単位の枠組みによりスケールメリットを生かした地域課題解決の方策を検証してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 続きまして、大項目の2、農業の振興について、初めに小項目の1、水田活用の直接支払交付金要件の見直しによる影響について申し上げます。

国による水田活用直接支払交付金制度につきましては、米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向けて食料自給率、自給力の向上に資する麦、大豆、飼料作物などの戦略作物の本作化とともに、地域の特色を生かした魅力的な産地づくり、高収益作物の導入、定着などを支援することを目的にこれに取り組む各地域協議会を通じて生産者へ交付金を支払う制度となっており、主な支援内容につきましては、水田を活用し、国が戦略作物として指定する麦、大豆、飼料作物、加工用米などの作付面積に対する支援と市町村ごとに設置する地域協議会が作成をします水田収益力強化ビ

ジョンに基づく産地づくりの取組に対する支援となっておりまして、本市におきましては水田を活用した施設野菜やアスパラ、スイートコーン、カボチャ、パレイショなどの高収益作物のほか、小豆、薬用作物などを中心に本市農業の特色でございます多様な作物を対象として支援を行ってございます。国の令和4年産に向けた水田農業の取組方針では、令和3年産における課題として主食用米からの作付転換のうち飼料用米が全体の7割を占め、麦や大豆など他の品目を増やせなかったこと、一時的な作付転換で今後主食用米に戻る可能性もあり、作付転換が定着できていないとされてございます。また、令和4年産に向けた取組方針では、各産地の作付転換の推進に当たり特に留意すべき事項として、麦、大豆、加工業務用野菜など定着性、収益性の高い品目や輸出用米など将来の需要増が見込まれる品目への転換をまずは検討すること、その際転換作物が固定化している水田については畑地化を検討すること、中長期的にどのような産地を目指すのか、主食用米に後戻りしないよう着実に作付転換を進めていく計画をつくることとされてございます。これを受け、水田活用直接支払交付金制度における交付対象水田の見直しとして、地域において転換作物が固定している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーションの構築を促すため現場の課題を検証しつつ、今後5年間で一度も水張りが行われない農地については交付対象水田としない方針が示されたところでございます。

御質問のありました交付金の見直しによる影響額についてでございますが、今後5年間の水張りの有無により変動するため一概に申し上げることはできませんけれども、本市における交付対象水田は約5,450ヘクタール、このうち過去5年間水張りが行われていない面積は約1,600ヘクタールで、全体の約3割となっております。仮にこの面積全てにおいて今後5年間水張りがないと仮定をし、令和3年度の交付単価をもって試

算をしますと、その影響額は約6億4,000万円となります。しかし、実際に全ての面積が交付対象外となることは現実的ではないことをお含みいただきたいと思っておりますけれども、地域における影響の大きさには変わりがないものと受け止めてございます。

次に、農地の評価額下落と流動化への影響についてでございますが、交付対象水田から外れることに伴いまして農地価格への影響も危惧されるところであり、これに伴い今後の農地流動化へどのような影響を及ぼすのか、農業委員会なども含めまして注視していく必要があると考えてございます。また、交付対象水田から外れることに併せて、畑地化と土地改良区からの脱退も予想され、水路など農業施設の維持管理への影響など水田農業全般への影響も危惧されるところでございます。

次に、税金など本市への影響についてでございますが、農業収入の減収に伴う住民税の影響と畑地化により地目変更が行われる場合には固定資産税への影響も想定されるところです。住民税につきましては、収入額から経費などを差し引いた額が課税対象額となるため、実際には先ほどの影響額がそのまま課税対象となりませんけれども、仮に課税標準額をさきの6億4,000万円とし、税率6%を乗じますと3,840万円となります。また、固定資産税につきましては、現地目が田から畑へ変更された場合、評価額が1平方メートル当たりおおむね10円下がりますので、仮に先ほどの面積全てが変更されたとすると、約224万円の減額が見込まれるところでございます。

次に、小項目の2、本市としての取組について申し上げます。まず、今回の交付金の見直しに対する国への要望につきましては、国が現場の課題を検証しつつ進めるとしており、北海道を通じて地域の課題や要望などの意見反映を行うとともに、JAなど関係団体や自治体間で連携を取りながら各種要望活動を通じて意見反映を進めてまいりたいと考えてございます。これまでの具体的な動き

といたしましては、昨年12月に北海道農業再生協議会からの調査がございまして、同再生協議会からは今後5年間水稲作付ができない事例として、アスパラガスの収穫期間が10年から15年に及ぶことや既に水田を挟まないブロックローテーションが取り組まれていることなどの地域実態や地域農業への影響といたしましては、農地価格の下落と米の生産目安の超過、過度な加工米作付への危惧など交付要件見直しに係る地域の実態と課題について報告をしております。今後市内各地で農業者への制度見直しの説明会を予定しております。出された意見や課題などを踏まえ、見直しに伴う激変緩和も含めまして引き続き意見反映に努めてまいります。

また、北海道段階におきましてもJ A北海道中央会や道市長会などの関係組織による水田活用の直接支払交付金の見直しに関する関係機関連絡会議が設置されておまして、現在様々な検討が行われております。今後の対応としては、令和4年度において各地域協議会の検討に必要な方向性を示し、現場の課題を把握するとともに、その内容を踏まえ新たな水田農業の展開に向けてオール北海道で対応することとし、国に求めていく対応、道が実施をする対応、地域の取組、この3つに分けて対応していくこととされておりますので、道のロードマップに合わせまして必要な検討、意見反映を行ってまいります。

次に、米の消費拡大に向けた取組についてでございますが、主食用米の需給見通しでは年々需要量が減少しており、人口減少に加えて食生活の変化などにより1人当たりの消費量が減少していることが要因として挙げられます。また、コロナ禍による外出需要の低迷も影響していると考えられるところであります。米の消費拡大に対する取組について、北海道においては様々な御飯食機会を提案する北海道米プロモーションを年間通じて展開しており、ホクレンでは新米の増量キャンペーンなどの取組が進められているところであります。

市独自の取組といたしましては、もっともち米プロジェクトとして広報やホームページを活用したモチ米や加工品の紹介などにより市民へのPRに努めているところであります。今後も多様な機会を生かしながらさらに消費拡大、地産地消の取組を推進してまいります。

次に、交付対象水田から外れた生産者を支える市の取組についてでございますが、国に代わる支援策は自治体としては困難でありますけれども、農業の基本に立ち返り、農作物の生産においてさらに収益性を高め、農業所得を確保することが一層重要になると考えてございます。そのためには収量、品質向上に向けた肥培管理の実践や土地改良などの取組が必要となることから、農業振興センターを中心に農業改良普及センター、J Aと連携し、必要とされる指導や情報提供など一層の支援に努めるとともに、振興作物など今後の地域戦略についてもJ Aと連携して検討してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） それぞれお答えいただきましたから、再質問をしていきたいと思えます。

それで、先ほど石橋部長のほうからそれぞれ人口減少が顕著なコミュニティの維持対策含めて通信網だとか無線局装置の整備についてお話ししました。それで、携帯の電波については99.99%とか言いましたけれども、かなり改善は図られておりますけれども、しかしながら電波障害を受けている山間部、特に農業地帯でありますから、畑作だとか酪農だとかやっております、そこでは一定のかなり強い電波がないとなかなかスマート農業に結びつくような改善策ができないということで、この間市長のほうにも農業団体から、関係各団体から要請なども入っているというふうに思うのですけれども、やっぱり情報通信基盤が脆弱で、やりたくてもやれないというのは、これかなりのハンディキャップに農業者にとってはなり

ます。それで、特に今、近年労働力不足を補うという観点からドローンを使った消毒だとか追肥、それから無人による自動操舵トラクターだとかいろいろやられているわけですが、実際に使われたり、実証段階であったり、期待されていることが行われておまして、酪農では分娩監視システムということで、牛の群れ、牛群管理システムだとか、あるいはセンサーによる牛の行動のモニタリング、スマートフォンで簡単に作業や個体の記録、閲覧だとか共有、データの可視化というようなことで、これ生産者の作業効率を高める、働く環境をより快適に向上させられるということで、こうした情報通信基盤の整備というのは大変大事だというふうに思っております。それで、先ほど来お話いただいたのですが、それぞれ努力されていると思うのですけれども、やっぱりそうしたことから名寄市のどの地区に住んでいても大差のない同様な電波通信環境を担保するということが必要ではないかというふうに思いますから、この辺まず考え方共有できるかどうか改めてお伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 再質問ありがとうございます。現状皆さん手にしているスマートフォン、これが機能が日々向上して、サービスも高度化していったときに、やはりサービスエリアにあるかないかによって情報格差というのは国内で著しく差が出てきているという状況にあるのかなというふうに認識しています。そのことを受けて、ちょっと先ほど答弁にも入れさせていただきましたけれども、居住エリア、それから非居住エリアについても、ここについては広くエリアを広げていかなければならないという方針が国の中の考えで示されておりまして、居住エリア、人の住んでいるところについては、先ほどちょっと難しい言葉いっぱい並べてしまったのですけれども、いわゆる5G、この電波帯の総務省が認可を出したこの時点のときです。この時点の

条件として、居住エリア、人の住んでいるところの電波のカバー率を100にしなければいけないというのが、これは一部キャリアに条件としてつけられたということで、今日に至っています。ですので、私のほうである程度、一定程度めどがついたという表現をさせていただきましたけれども、実際いわゆる大手のキャリアについてはそういったことで人の住んでいるところについては最低限電波を通すという義務が発生しているというような状況ですので、引き続き要望、あとスピードの話になってきますので、要望していきたいというふうに考えております。

それから、1次産業のお話もいただきました。先ほどの畜舎のお話、センサーのお話もございましたけれども、こういったところは例えば光ケーブルを今回敷設させていただいていますので、そういった中でWi-Fiという環境を使いながら対応できるものもあるのかなと思っておりますし、先ほどの非居住エリアの考え方ですけれども、日本という国は衛星写真で見るとほとんど山で、本当に山の合間を縫って人々、都市が張りついているというような国ですので、電波の状況からすると非常に厳しい環境なのかなと思っております。ここを、先ほど人口カバー率のお話ししましたけれども、本来でいけば面積カバー率というところで上げていかないと、強靱化という表現しましたけれども、例えば登山している方が事故に遭って、通報するときに電波が届かない、こういったところ解消していこうというのが今の国の考え方です。ただ、キャリアの方と意見交換すると、単純に基地局を一生懸命張り巡らせて面積をカバーしていこうすると、これは不可能であるという話でありました。それは、電源、それからいろいろな燃料だったり、当然光ファイバーも引っ張らなければいけません。そんなことで、現実的には無理という話でしたので、では今何が起きているかというと、これは今衛星から、衛星を上げて、上から面積、面でサービスをカバーしていくといったよう

なことがもう実証実験が行われていますので、今後国内の通信網というのは、5Gは光ケーブルを敷設して基地局を設置しなければサービスできませんけれども、いわゆる4Gレベルの回線であれば衛星からのサービスも近い将来面としてサービスのエリアが広がってくるものと認識しております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 今それぞれ再答弁いただきました。国も努力して、衛星含めて今後の展開が期待される場所でもありますけれども、私も衛星が一番早く改修になるのかなと思いつつも、しかし人工衛星が飛んで、それでカバーされるまでといたら相当な長い時間かかるのではないかというふうに思われますから、私も調べてまいりましたけれども、北海道でも北海道の過疎地域持続的発展方針というのをこれ示しております。令和3年から7年ということで、特に注目したのは情報化推進に向けた環境づくりというところの項目で、一つは携帯電話の不感地帯の解消というのをうたっています。それと、もう一つは情報通信基盤の整備と老朽化に伴う更新の推進ということで、これは積極的にやっていくのだと。進化したデジタル技術を浸透させて、人々の生活をよりよいものに変革する、いわゆるデジタルトランスフォーメーションを進めていくのだというように載っておりました。それと、もう一つは北海道総合通信局の重点施策、これ携帯電話等エリア整備事業ということで、どういうことになっているのかなということで、地理的条件、不利な地域において地方公共団体が携帯電話等の基地局施設、鉄塔だとか無線設備、これを整備する場合に設置費用の3分の2が国、15分の2は都道府県、そして5分の1が市町村負担ということで、これ早くから、平成30年ぐらいからずっと、多分これで光ケーブルも設備されたのかなと思っているのですけれども、少しずつ改善されていると

いうことは私も重々承知の上で、しかしながらやっぱりまだ求める声もありますということで、例えば鉄塔を1つ、無線局装置、基地局整備するのに仮に1,000万円かかるとしたら、この計算でいくと市の負担は200万円程度かなというふうにも思うのです。だから、たくさんのことをいっばいやらなければなりませんから、全てに予算がつくわけでないですけれども、ここら辺もう一度ICTをどういうふうに使いなして、快適な労働環境をつくっていくか、これも大切なことでもありますので、そこら辺もう一回おさらいの意味で御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 非常に地域をよくしようということで御意見いただいております。ありがとうございます。今お話しいただいた郊外の部分で、いわゆる1次産業のICT化、この中で実は一番今課題があるのは山林であります。山林のICT化については、なかなか電波が届かないという状況もありながらということですが、今お話しいただいた鉄塔等、地方自治体が整備をしてということですが、1回目の最初の答弁でお話ししましたけれども、基本的にはこちらは当初のインシヤルコストのみの補助金ということで、実は建てて終わりということではなくて、その後サービス提供する間自治体所有物ですので、ランニングコスト、メンテナンス費用が多額に発生してくるということが一番のここはネックなのかなというふうに考えておりますので、その部分含めてやっぱり慎重に検討していかなければならないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 分かりました。メンテナンスコストもかかるということでもありますけれども、いずれにしても少しずつ環境をよくしていくという前向きな気持ちは共有できるというふうに思いますから、ぜひよろしくお願ひしたいと

思います。

公衆電話の関係についてちょっとお聞きしたいと思うのですが、先ほど第1種公衆電話の関係でも御答弁いただきまして、名寄と風連と公衆電話も大分減ってきておりますけれども、合わせて32台ですか、という御答弁いただきました。それで、ちょっと私も分からなかったので、お聞きしたいのですが、特にユニバーサルサービスということで、今令和4年度としては一つの電話番号に対して毎月2円、これユニバーサルサービスの負担金ということで、番号単価ということで一人一人払っているわけでありまして、令和2年度はこのユニバーサルサービスに係るコストが546億円の赤字で、そのうちの68億円は赤字額の一部として国が補填をすると、こういうふうになっているようであります。この公衆電話の関係ですけれども、先ほど申し上げましたように、通信事業者が設置するのですけれども、省令に沿ってこれは設置することで市街地は500メートルに1台、郊外には1キロ圏に1台というふうに現状の省令ではなっているのですけれども、この辺りというのは例えば市街地にたくさん公衆電話があったってみんな携帯持っているから、そして困るときはそこそこ、商店に駆け込んだり、いろんな人に助けを求めるといえることができるのですが、一番困るのは郊外地走っているときに例えば携帯電話の電池が切れただとか何か連絡、通信手段がなくなっただとかいうことになったときにやっぱり一番困るので、こちら辺って公衆電話を先につけるときの自治体なんかには相談とかあったのでしょうか。この地区に、この箇所につけたいよだとか、そういうところについてどういうふうになっているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私の記憶しているところによると、そういったなくなったりとかついたりというところの相談は自治体にはないというふうに認識しております。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 分かりました。先ほどお話ししたように、やっぱり必要なところに配置されているというのが一番いいというふうに思っております。これからどんどん減らす一方だというふうに思いますから、多分新規には公衆電話というのにつけないものだというふうに私も認識しているのです。そして、今後規制というか、通信事業者の審議会で議論しております。こちら辺の市街地500メートルに1台というものが、郊外地1キロに1台というのが、これが市街地については1キロに1台、郊外地においては2キロに1台ぐらいの、そういう網の目に制度が緩和されるという格好になりましたから、だからやっぱりこれ少し町内会館だとか、そういったところに対する別な形で補助をして、例えば通常の電話になるかもしれないけれども、基本料金は負担をするだとか、そういう形でやれないものかどうか、この辺りについてお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今議員からお話しいただいている電話の話は多分、公衆電話というのは第1種、それから第2種ということで種別が2種類あって、今回の面積によって台数の基準が出ているのはいわゆる第1種の公衆電話ということだと思います。第2種というのが例えば名寄庁舎にもありますけれども、そういった必要とするところは自分たちで設置するというのが第2種という扱いになっていますので、第2種という部分で設置が、例えば町内会館等で必要だということであれば、それは町内会連合会事務局もうち持っていますので、そういった中での意見をいただきながら検討していくことはできるのかなというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） ぜひ御検討お願いしたいと思います。そして、私もちょっと調べてみますと、道内、たくさん調べません。調べていな

いのですけれども、登別市なんかではこれ町内会の様々なことに対して助成、補助金を出しております、ここでは光熱水費、電話料、それから燃料費、くみ取り料金及び管理手当の実績額を確認して相当額を助成するというようなことで、電話料もやっぱりこれ助成しているところあるのです。だから、やっぱりこちら辺少し検討いただきたい。特に私これから農業の大規模化、集約化、ここが進んでいくとかなり郊外地区の人口というのは減っていくという可能性があるかなというふうに思っているのです。特にまちの中に移り住む、あるいは他の中核都市に流出するという、こういった現象が今後出てくるのではないかと。そうすると、郊外地区のコミュニティーを維持していくというのは大変になりますから、こちら辺をやっぱり少し改善を図るというような形の組立てをぜひできればやっていただきたい。それは、また別の機会に議論したいというふうに思っております。

次に、農業の振興の関係で、先ほどそれぞれお話しいただきました。今後5年間で一度も水張りのないところということで、交付金関係であったのですけれども、それぞれ水張りは全体で5,450ヘクタール、そしてそのうち5年間一度も水張りがなかったのが3割程度、1,600ヘクタールですか、ということで水張りしていないということで、それから影響額についても6億4,000万円ほどのトータルの影響があるのではないかとこのようにお話ありました。かなり名寄の中で心配される影響がはらんでいるなというふうに思っているのですが、質問なのですけれども、特に心配されるのは交付金がなくなると、特にこれまで牧草を作っていた農家が転作田で他の作物に転換することが想定されるのではないかと。そうすると、自給粗飼料の減収や牧草の価格が上がっていくことが懸念されないかと。そうなってくれば、畜産農家のダメージも大きくなっていくのではないかとこのように、負の連鎖が続くのではないかとこのように心配しているのですが、この辺り

について少しお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今回の制度の見直しに伴う酪農家への影響ということで御質問いただきました。今回の交付金の見直しでありますけれども、牧草についても見直しがされるということでもあります。これまでは毎年反当当たり3万5,000円交付されるものが播種を行った年については3万5,000円で維持されますけれども、収穫のみの年については1万円の交付になりますので、2万円の減額となるということです。御存じのとおり、草地ですから、10年単位でなければ更新を行えませんので、途中随伴はあるかもしれませんが更新できませんけれども、ですので1万円の年が多くなるということですので、まずその影響があるだろうというふうに思っています。

それと、酪農家の皆さんの中には自己所有地以外に賃貸をしていたり、あるいは作業の受委託の中で牧草の確保されている方がおられます。ここ議員が心配されているように、交付金を前提に契約をしていると。しかも、その契約の内容についても個々で随分中身が違いますので、この交付金の減少に伴ってどのような事態が起きるかについては私どものほうについても調査をしていかなければいけないだろうというふうに思っています。しかし、自給飼料の確保という面で申しますと、先ほど申し上げたように、自己所有地の関係ですとか賃貸、あるいは作業受委託の中で一定程度面積などを確保されていると思いますので、粗飼料についても一定程度確保はされるだろうと、そのように考えているということで御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 今結構海外の牧草の高騰も言われておられて、昨年同月比21%、これ粗飼料が上がっているということで、日本で輸入しているのは188万トン、年間これぐらい

のようですけれども、そこら辺の心配が、それぞれ玉突きではないですけれども、この辺で海外輸入物を使っているということはないのです。都府県で結構肉牛あたりに使っているみたいですから、しかしA地区で足りなくなったらB地区から持ってくるというのはこれ相場でありまして、そこら辺が少し心配されます。

それで、臼田部長のほうにお伺いしたいのですけれども、これまで転作作物、助成されていた交付金がなくなっていくと、生産の目安が今後守られずに、主食用米を作付する生産者が増加していくのではないかとこのように私は思うのです。そうすると、需要と供給のバランスが崩れて、過剰米が発生して、米の適正価格が維持できなくなっていくのではないかと、そういう心配がされるのですけれども、今後どこが生産調整の役割を担っていくのかどうか、この辺りについてお伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 臼田経済部長。

○経済部長（臼田 進君） 米の需給バランスについての再質問だというふうに受け止めています。かつては米については国のコントロールの下に生産が行われていたり、あるいは転作面積の配分だったり、生産数量が配分ということだったのですが、現状はこれはまさに生産者であったり、地域にそこのところは委ねられていると。国は情報提供し、その下に地域の中で生産数量を配分しなさいという状況に変わっているということでありませう。言われるように、転作に対する交付金が少なくなることによって水張りの意向が増えるのではないかとこのことについては、私どももそこについては心配しているところではありますが、今現在地域での検討に限って申しますと、これまででもそうでありましたけれども、地域再生協があります。この中では、国が示された数量に関する情報ですとか、あるいは加工用米の契約数量、あるいは飼料米、新規需要米などありますけれども、これらで見込まれる数量の中で各生産者に配分しようと

いうことで今検討しているところということで御理解をいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 分かりました。本当適正な価格で流通、農業者が安心して生産できるということが一番大切だということに思いますので、ぜひ行政のところもそこら辺のコントロール、采配のところも連携してお願いしておきたいと思っております。

最後に、臼田部長にお聞きしたいのですが、農業生産者が安心して今後営農できるシステムを構築していかなければ後継者も育たないし、それから安定的な主食用米の生産もできないということになるかと思っております。それで、今後の農業政策について臼田部長の思うところをお聞きしたいというふうに思います。特に先ほど来ありましたように、お答えもいただきましたけれども、今後の名寄市の産業全般が疲弊していく、これからどういうふうに再生していくかという中であって、基幹産業、農業、これは大きなダメージ受けるということは、やっぱりどうしてもこれは農業を守っていかなければならないというようなことで考えておりますし、先ほど来住民税のお話も聞きました。3,840万円ぐらい、あらあらですけれども、これ計算したらこういった影響も出てくる可能性もありますよということでもありますから、そこら辺も含めて今後どのような農業政策を構築していくのか、ここら辺についてお考えをお聞かせいただきまして、私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 臼田経済部長。

○経済部長（臼田 進君） なかなか具体的なことで申し上げることはできないのかもしれませんが、私も議員の言われたとおりしっかりと農業者が安心して営農のできるシステムが必要だろうというふうに思っています。農業は、今回の交付金もそうですけれども、国の政策で大きな影響を受けるとよく言われておりますので、まず国

の中では食料・農業・農村基本法というのを制定して、その中で基本理念や基本方向を示してございます。中を見ると、農業、農村へ期待される食料の安定供給の確保、多面的機能の十分な発揮、その基盤となる農業の持続的な発展と農村の振興、これが基本理念だというふうに言っていますので、この基本理念の下にしっかりとしたシステムを国がつくるのがまず必要だろうというふうに思っています。その一方で、地域の中でこういった制度の活用ですとか地域の課題に向けて知恵を絞っていくことが必要だというふうに思っています。幸いにこの地域についてはモチ米日本一であったり、国内有数のアスパラがあったり、市場から高いカボチャ、バレイショ、スイートコーンなども最近出てきていますので、まさにこういったものが地域の経済に大きく貢献したというふうに思っておりますので、今後いろいろな課題があったり、期待される部分は当然あってしかりだと思っておりますので、1市1JAの強みですとか、この間築かれた信頼であったり、ソフト、ハードの財産、これを生かしてそれらの役割を担っていくものだというふうに思っています。次年度市においては農業・農村振興計画、JAでは振興計画を策定しますので、この2つの計画がしっかりと連携し、今後の農業の姿について検討していくところだというふうに思いますので、ぜひ御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 以上で佐久間誠議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

障がい者福祉の推進について外1件を、遠藤隆男議員。

○8番（遠藤隆男議員） 議長より御指名をいた

だきましたので、通告順に従い、順次質問をさせていただきます。

まず、大項目の1、障がい者福祉の推進について3点、最初に小項目の1、障がい者就労の現状と支援体制についてお伺いいたします。近年本市においても人口減少や少子高齢化が進む中で、障がいのある方の増加、高齢化、また障がいの重度化も見られ、障がい者福祉のニーズは多様化しております。障がいのある方が自らの望む地域で自立した生活を営むことができるよう生活と就労に対する支援はより一層の充実を図るとともに、新たな対策や取組も必要になってきている時期ではないかと考えるところです。本市において障がい者就労の充実を図るための様々な取組がされていますが、一般就労及び福祉的就労の現状、就労支援体制についてお伺いいたします。

次に、小項目の2、社会的企業、ソーシャルファームについてお伺いいたします。障がい者の一般就労については、障がいに関係なく希望や能力に応じて誰もが職業を通じた社会参加のできる共生社会実現の理念の下、障がい者の法定雇用率により義務づけられておりますが、企業側が努力しても人数には限りがあり、一般就労が可能な方でも福祉的就労の場を選択しなければならない方もおり、障がいのある方の増加に伴い今後は福祉的就労の場である就労継続支援事業所への負担がさらに増すことも予測されます。また、コロナ禍により運営にも支障を来している事業所もあり、本市においても早めの対策や取組が必要であると考えます。また、今後は障がい者は障がい者、高齢者は高齢者といった縦割りの就労支援ではなく、包括的な支援が必要であり、その壁をなくすことにより働きづらさを抱えている人の選択肢を増やすことにつながることも考えるところです。障がいのある方をはじめ、働きづらさを抱える就労困難者を受け入れる福祉的就労でも一般就労でもない第3の雇用と言われる社会的企業、ソーシャルファームが注目され、近年日本国内においても

徐々に増えてきている状況であると思いますが、社会的企業、ソーシャルファームの本市での可能性を含めたお考えをお伺いいたします。

次、小項目の3、障がい者理解の促進についてお伺いいたします。本市における障がい、障がい者への理解度は高いほうであると認識をしておりますが、障がいのある方もない方もお互いに障がいの有無にとらわれることなく、支え合いながら社会で共に暮らしていくことが日常になるためには、あらゆる課題に対応しつつ障がい、障がい者への理解度をさらに深める必要があると考えますが、本市の障がい者、障がいへの理解を深めるための取組内容についてお伺いいたします。

次に、大項目の2、地域農業について3点、小項目の1、本年度の地域農業の総括についてお伺いいたします。本年度は水田を中心とした春作業は順調にスタートできたと思いますが、融雪の遅れた地域においては播種時期の継続的な降雨による植付けの遅れや7月、8月の高温少雨による干ばつ、収穫時期の降雨、また中国人技能実習生が2年連続入国できなかつたこともあり、作付を含め作物によっては影響があった一年であったと思いますが、本市の地域農業を総括して気候変動、人手不足、コロナ禍の需要減による影響を含め、本年度の農畜産物の状況についてお伺いいたします。

次に、小項目の2、担い手の育成と確保についてお伺いいたします。新規就農者は毎年確保されているものの、高齢化等による離農者数は増えている状況であり、地域農業を守るためにも今後は農外からの新規参入を含め新規就農者へ対するさらなる支援及び体制整備が必要であると考えますが、新規就農者の現状及び担い手の育成と確保の実現に向けた今後の考え方についてお伺いいたします。

また、地域おこし協力隊、農業支援員については3年ほど採用に至っていない状況であり、本年度は報償等の見直しが行われ、改善がされていま

すが、地域おこし協力隊、農業支援員の現状と改善されたことによる効果についてお伺いいたします。

最後に、小項目の3、農業振興センターでの新年度実証試験等について。農業振興センターは、本市農業の多様な作物作りを支え、新たな技術の検証を農業者に代わって取り組むJAと共同で運営する拠点施設として試験栽培、土壌試験、施肥設計、組織培養設備を活用した優良種苗の提供などに取り組まれておりますが、本年度は特に気象条件への対応に苦勞された一年であったと思います。新年度も年間の作物状況等の評価も踏まえ、振興作物のさらなる収益性の向上、農業経営の効率化を図るため継続した実証試験等が行われると思いますが、新年度の試験内容等についてお伺いいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） ただいま遠藤議員から大項目で2点にわたり御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は経済部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

大項目1、障がい者福祉の推進についてお答えいたします。初めに、小項目1の障がい者就労の現状及び支援体制についてですが、障がい者の一般就労につきましては、北海道労働局が発表している令和3年6月1日現在の民間企業における障がい者の雇用率を見ると、ハローワーク名寄管内における実雇用率が2.80%となっており、障がい者雇用促進法で義務づけられている法定雇用率2.3%を上回っている状況にあります。また、全国平均が2.20%、全道平均が2.37%ということから、ハローワーク名寄管内については障がい者の雇用率が比較的高い状況になっているところですが、本市における障がい者の就労に向けては、障がい福祉サービスとして一般企業などへ

の就労を希望する方へは就労移行支援で、一般企業などでの就労が困難な方へは就労継続支援により働く場の提供と就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行っているところであります。また、就労継続支援は雇用契約を結んで賃金が支払われるA型と雇用契約は結ばず、工賃が支払われるB型の2通りがあります。本人の状況や希望に応じてサービスを利用することとなっております。本市の利用状況は、令和2年度実績で就労移行支援を利用した方が15人、就労継続支援を利用した方が104人となっております。いずれも就労を希望する方は、相談支援事業所を通じて減額や体験などを行い、サービスの利用に向けた調整をしております。就労後においても定期的な状況確認を行いながら、必要に応じた支援を継続しているところであります。今後も障がい者の方々の希望がかなうよう関係機関と協力、連携を図りながら障がい者の就労支援の充実に努めてまいります。

次に、小項目2の社会的企業、ソーシャルファームについてですが、現在日本においては明確な定義がありませんが、厚生労働省が行った研究調査では障がい者の雇用を前提とし、障がい者だけではなく、労働市場において不利な立場にある人々を3割以上の多数雇用し、健常者と対等の立場で共に働く環境を整え、安定的な雇用と賃金を確保するという社会的な目的を持って活動している企業や組織とされており、1980年代にヨーロッパを中心に広がりを見せた企業の形態になります。特徴としては、障がい者に限らず高齢者や難病患者、認知症やひきこもり生活を続けてきた方など就職することが難しい方々にとって働きやすい場所であること、企業の事業収入を主な財源として運営されることなど通常のビジネスとして成立しながら、一般的就労や福祉的就労とは違う第3の就労と呼ばれております。日本においても、実質的にソーシャルファームのような性格を持った事業所が存在してきたものと推測されます。令和元年12月に全国で初となるソーシャルファ

ーム条例が東京都で創設され、昨年3月にはソーシャルファームとして認証された企業が公開されてきております。実質的な性格を持った事業としては、就労継続支援A型やB型などがその一つと考えられます。地元の農産物や特産品を使ったお弁当などの加工品作りや公園、建物などの清掃業務、農福連携などによる労働力の提供など障がいサービスを実施する事業所がソーシャルファームの性格に近いと言えます。ソーシャルファームを進めていく上で、一定程度の需要と供給する企業の経営基盤が重要です。企業的な収益性の確保、商品の開発力や販路の確保なども求められます。また、働く方々の環境整備も重要であると考えております。現時点におきましては、ソーシャルファームを推進していくことは難しいものと考えますし、国内でもあまり推進されていない状況にありますので、今後の国や北海道の動向を注視してまいります。

次に、小項目3の障がい者理解の促進についてですが、障がい者の理解については第3次名寄市障がい者福祉計画においてノーマライゼーションの理念に基づき障がいのある人もない人もそれぞれがかけがえのない個性を持った一人の人間として尊重されなければなりません。障がいや障がいのある方の特性、必要な配慮などについての理解は、市広報やホームページ等での情報発信と理解啓発に係る研修会の開催を継続するとともに、あらゆる機会と媒体を活用した啓発広報活動を行ってきているところであります。また、名寄市障害者自立支援協議会では仕事講座を開催し、市内に住む障がい者へは一般就労に関する知識や理解を深めてもらい、障がい者雇用に関心のある企業へは雇用についての知識を普及させるため当事者と企業の方の講話や働いている場面などを撮影した動画を上映することで障がいに対する理解と知識を深める機会を設けてきております。さらには、障がい者を雇用している企業を訪問し、雇用するきっかけやポイントなどを聞き取り、地元紙で紹介

介する取組も行ってきております。ほかにも支援が必要な方への早期介入方法としてひきこもりに関する研修会の開催や障がい者啓発週間に合わせた発達障がいに関するコラムの掲載や障がいの個性あふれる作品を展示したアール・ブリュット展を開催するなど理解啓発に向けた様々な事業を行ってきております。今後も障がいや障がいのある方へのさらなる理解の深化に向け取組を進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 続きまして、大項目の2、地域農業について、初めに小項目の1、本年度の地域農業の総括について申し上げます。

本年度の農作業につきましては、融雪が平年より早く、播種、移植はおおむね平年並みで進みましたが、高温少雨の影響を受けて作物によって収量や品質の低下が見られたところです。主な作物の出荷状況では、モチ米で反収が11俵と昨年を上回る豊作となり、合併以降最高の出来となりました。畑作物では、大豆については収量、品質とも平年より低下が見られたものの、小麦につきましては平年作となりました。青果物では、アスパラガスについてはJAの出荷量は昨年と同水準でありましたが、2Lなどの高規格品の割合が高く、価格も高めで推移をいたしました。カボチャ、バレイショ、スイートコーンでは、干ばつの影響を受け収量、品質の低下が見られましたが、販売単価の上昇により収入が補われる面もございました。畜産につきましては、干ばつの影響により牧草の収穫量の減少と品質低下となりましたが、乳量につきましては前年度実績を上回るとともに、年末年始の需要減少の影響を受けることなく、順調な生産が続いてございます。また、昨年4月から運営が開始されました哺育・育成センターにつきましては、おおむね計画どおり進捗しており、優良後継牛の育成が図られるとともに、酪農家における育成作業の負担軽減につながってございます。

本年度は記録的な高温少雨な気象条件の下、作物により収穫量や品質などに差が出ることとなりましたが、JAにおいては今年度の販売計画に達する見込みと伺っており、全体としては大きな災害や事故などもなく、本市農業にとってまずまずの一年であったと受け止めているところでございます。

次に、小項目の2、担い手の育成と確保について申し上げます。本市の販売農家戸数につきましては、農林業センサスによりますと平成22年度で713戸あったものが5年後の平成27年度には593戸に、さらに5年後には474戸とこの10年間で約34%減少してございます。一方、法人の雇用就農を除く平成24年からの新規学卒やUターン、新規参入などの新規就農者につきましては平成26年度は少なかったものの、令和元年度までは毎年10名前後が就農しており、JA青年部の部員数は平成30年度に141人と過去最高に達したと伺ってございます。しかし、令和2年度は御夫婦1組を含む4名、令和3年度は御夫婦1組となっており、次年度の新規就農者数も現時点では3名程度と想定されており、ここ数年は少ない状況が続いてございます。このうち市外からの新規参入を促す地域おこし協力隊につきましては、議員が言われますように、平成30年度以降問合せや相談はあるものの、応募に至っていませんことから、令和3年度より報酬の増額や通信回線料、農業経営に必要な免許取得費用の支援など、大幅な見直しを行ってございます。コロナ禍において募集イベントなども中止や面談からオンラインでの対応になるなど就農希望者と直接会う機会が少なくはなりましたが、待遇改善や移住交流推進機構のホームページへの募集情報の掲載、北海道の就農相談窓口であります北海道農業公社からの紹介により今年度の電話やオンラインでの相談件数は8件、応募が3件とこれまでより増加してございます。この応募いただいた3名について、残念ながら1名は採用に至りませんでした。

1名はこの3月に委嘱済みであり、既に静岡県から家族3名で移住され、地域おこし協力隊農業支援員として農業研修並びに地域活動を開始しており、残る1名につきましても現在保留としておりますが、名寄市への移住について前向きに御検討をいただいている状況であります。また、本市における新規就農のもう一つのスキームであります名寄市新規就農者条例を活用して農業研修生1名が令和5年度の独立就農を目指し、現在北海道指導農業士のもとで研修に励んでいるところでございます。今後とも引き続き地域おこし協力隊農業支援員を中心に就農希望者の確保に努め、関係機関や団体、集落支援によるサポート体制の充実と就農後の早期安定に向けた支援を行ってまいります。また、農家後継者に対しましても将来の経営継承に向けて農業用機械や設備取得への支援、技術習得を目的とした先進地視察研修への助成など就農への意欲や誘導につながるようJAと協調し、支援内容を検証しながら支援を継続してまいります。

次に、小項目の3、農業振興センターでの新年度実証試験などについて申し上げます。農業振興センターにおいては、本市農業の特色である多様な作物作りを支えるため、JAと共同で栽培に必要な技術や営農情報などを提供する拠点施設として位置づけ、運営しており、実証展示圃における栽培試験、土壌診断と施肥設計及びそれに基づく指導のほか、組織培養設備を活用した優良種苗の提供などに取り組んでございます。新年度における実証試験についてであります。水稲では昨年に引き続き省力化栽培技術であります密苗栽培の地域適性の検証、スイートコーンでは肥料の比較や先端不燃対策資材の効果検証、カノコソウでは病害虫対策としてセンチウ対策資材や緑肥、土壌消毒などの効果検証と収量増加や省力化に向けた栽培技術の検討に取り組んでまいります。また、大雨や干ばつなど気象変動への対策として土作りや輪作体系の構築が重要となるため、土作りでは

哺育・育成センターの堆肥を活用し、物理性の改善や収量への影響について今後数年かけて調査に取り組みます。輪作体系の構築では、飼料作物として需要の高まりを見せる子実用コーンは、土壌の物理性改善や緑肥効果も期待されることから、当地における栽培適性を検証してまいります。土壌診断につきましては、適正施肥に欠かせない重要な取組としてJAと協力し、農業者への働きかけを強化するとともに、水田をはじめ市内の土壌傾向をまとめた資料を作成し、今後の参考としていただけるよう取り組んでまいります。組織培養につきましては、カノコソウの病害虫対策であります優良種苗の供給に向けて培養苗の作成に取り組んでまいります。今後とも地域農業に必要な栽培技術の向上と普及に向けて農業振興センターを核にJA、農業改良普及センターなど関係機関、団体と連携しながら試験、研究に取り組み、生産者への的確な情報提供と指導に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） 今御丁寧に大変詳しく御答弁をいただきましたが、確認事項等を含め何点かお聞きをいたします。

初めに、障がい者福祉の推進についてでありますけれども、障がい者就労の現状と支援体制について御答弁をいただきましたけれども、名寄管内において一般就労の部分では法定雇用率に対し雇用率が高いということは認識をしております。これは、企業側等の障がいに対する御理解、また名寄市障害者自立支援協議会、また名寄市独自のジョブコーチの取組などといったところを含め、本市の就労体制支援が確立されつつあるというふうには思っております。一般就労の部分においては、法定雇用率の部分もありますけれども、引き続き関係機関と協力、連携を図りつつ一般就労を希望される方々の願いがかなうような支援をお願いいたします。

続きまして、福祉的就労の部分についてですが、

本市には障がい者福祉施設、就労継続支援事業所も数多くある状況であると思いますが、事業所を利用する方は本市のほかには市外からも利用する方がおり、利用者の増加傾向に加え、長期化するコロナ禍での安定した経営、運営上にも影響があると考えているところであります。そこで、お伺いいたしますけれども、利用者の増加、またコロナ禍による運営状況含め、就労継続支援事業所における影響について現在どのように捉えられているのか。また、今後将来的に障がいのある方の生活と就労の充実を図る支援、対策等についてどのように進められていくのかお考えをお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 今の就労の継続支援等々、事業所のコロナ禍における影響という話でありますけれども、具体的な調査とかしていませんので、影響額とか、そういったものの把握はしておりませんが、受け入れる企業側と障がい者とのマッチングという状況もありますし、このコロナ禍の中では大変厳しい状況になっていて、就労する場もやっぱり減少傾向にあるのかなというのもちよっと推察しているところであります。本市においては、議員も御承知のとおり、障がい者事業所、数多くあって、地方からも多く障がいのある方を受け入れている状況があって、そういった面では受ける企業側の数も多いかなというふうに思っています。ある面ではほかの自治体よりも企業のそういった意識が高まり、そういったものがあって、障がい者も受け入れても障がい者がそういった支援を受けられる。賃金はお小遣い程度かもしれませんが、そういった環境を整えている状況があるかと思っております。今後においてもそういった企業を一つでも多くしていきたいというふうに思っていますし、現状ではやっぱり人材がこれ農業も含めて不足している状況があるかと思えます。障がい者もトータル的な仕事はできなくても一つやっぱり自分のできる業務というのがありますから、そういったものをし

っかり能力を見いだして、企業とのマッチングをしながら、企業側にとっては労働力不足の解消であったり、障がい者にとっては自立に向けた仕事ができる、そういった環境をより追求していきながら福祉の向上に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） ありがとうございます。環境整備のほうについては引き続きよろしく願いをいたしますとともに、今現在名寄市においては、障がい者の生活の場であるグループホームの部分なのですが、民間の福祉施設の御尽力によりここ数年本当に増えたなというふうな感じをして受けております。福祉施設というのは道北管内では旭川に次ぐ2番目ぐらいだったですか、たしか、ともお聞きしますが、すごく大きくなってきているなというふうに感じております。障がい者福祉施設、グループホームも増えて、本市における障がいのある方の就労と生活という部分で環境整備は本当に整ってきているなと感じております。その分本市を希望する市外からの利用者も増えてきているという状況であるというふうにも私は思っております。これからは住み慣れた地域に加えて、やはり障がい者、障がいのある方が自らの望む地域で、自立した生活を営むことができるような生活と就労に対する支援の充実、状況に即応した対策が必要であると考えますので、引き続き、先ほど部長が御答弁されたように、福祉の充実に向けて継続していただきたいというふうに思います。

次に、社会的企業、ソーシャルファームについて。障がい者就労の現状で、一般就労の部分では本市は法定雇用率より高い雇用率という状況ではありますけれども、やはり企業側が幾ら努力しても人数には限りがあり、一般就労が可能な方でも福祉的就労の場を選択しなければならないというのが現状であるというふうに私は思っております。そういった方は、就労継続支援事業所A型の就労

になるというふうに思っておりますけれども、現状として本市にはA型の事業所は1か所、B型の事業所が就労の場となっている方もおり、就労継続支援事業所への負担等、安定的な経営運営にも影響が出てきているのではないかと考えるところであります。本来B型からA型、そして一般就労へと流れていくのが理想ではありますけれども、現実には厳しい状況にあると感じております。法定雇用率の部分を含め一般就労にも限りがあるわけですから、これからは一般就労のみを最終目標とするのではなくて、A型、B型で就労している方たちがよい形で生活して自立できるより一層の環境づくりといたしますか、また障がい者は障がい者、高齢者は高齢者といった縦割りの就労支援ではなく、包括的な支援をすることによりその壁をなくすことが働きづらさを抱えている人の選択肢も増やすことができるというふうに考え、今回障がいのある方をはじめ働きづらさを抱える就労困難者を受け入れる福祉的就労でも一般就労でもない第3の雇用の場と言われる社会的企業、ソーシャルファームの本市での可能性を含めお考えをお伺いしたところであります。先ほどの御答弁では、やはり本市においては難しい、国や道の動向を注視していくという御答弁でありました。確かにソーシャルファームにはメリットがある反面、直接的な国等の補助金がないため事業収益を確保する部分であったり、必要な施設、設備の整備をはじめ課題が多々あることは理解しております。しかし、これからは本市においてもソーシャルファームであったり、またそれに近い福祉的就労の場など考える時期が来ていると考えるところであります。本市にはあらゆる分野において可能性があり、本市の地域資源を有効に活用することによってさらに幅が広がっていくのではないかと考えるところです。これは例えばですけれども、今進められている木質バイオマス発電事業が実現化すればその熱を利用し、温浴施設を造り、野菜や果物等を栽培し、その温浴施設で提供する。また、市内高

等学校の再編統合により名寄産業高校酪農科学科の圃場といたしますか、農場が空くわけですから、それらを活用した農福連携を発展させた営農、そういったものに本市にしかない第3の雇用の場を設けることができる可能性が広がるのではないかと考えるところであります。そういった部分を含め、本市における第3の雇用の場の可能性について再度御見解をお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 第3の雇用、就労ということですがけれども、障がいがあってもなくても、高齢なっても働くということは日本人として生きがいを持って生活できることかなというふうに思っています。そういった面では、それぞれの個々の能力であったり、それぞれの状態に応じた就労する場所をどう提供できるか、それは労働力を提供する側と受ける企業側がやっぱり何らかのマッチングするような、そういった機会も必要かというふうに思っています。そういったことで本当に生きがいを持って市民が働き続けることによって健康増進にもつながってまいりますし、名寄の発展にもつながっていくかなというふうに考えているところであります。先ほども言いましたけれども、ソーシャルファームにつきましてはなかなか国の定義がはっきりしないという、どういふ方がそれに該当するのかということも難しい状況にあります。そういった面では、国においてしっかり一定程度の定義を持たせながら、さらには障がい者雇用のような補助金制度、支援制度もやっぱり想定するべきだというふうに思っています。そうしなければ、なかなかこれは進まない状況にあるかなというふうに思っています。ただ、各企業の中でそれぞれ多くの方を労働者雇用しているわけですが、働く職員の中ではやっぱり心身の状態が悪くなったり、何らかの都合で就労がしづらくなった方もいるかと思えます。そういった方は、企業でしっかり切らないで、やっぱりその方に合った仕事等も見いだしながら雇用を継続

する、そういったところからしっかり企業も努力をしていただければというふうに考えているところでもあります。この課題は、なかなか正直言って難しい状況にあるかと思います。当然企業は収益もこれは見いだしていかなければならないところでもありますから、そういった意味で国にも働きかけながら、やっぱり一人でも多くの方が就労して自立した生活ができる、そういった環境というのは今後も追求をしていきたいというふうに考えているところでもあります。

以上です。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） 分かりました。確かにソーシャルファームというのはかなり難しいと思います。本市において本当に向いているのかどうかといえば、私もなかなか考えるところがあるのですけれども、やはり福祉的部門で、福祉的就労をちょっと発展させてといますか、そういった形で持っていけば、本市にしかない第3の雇用の場というのはつくれるのではないかというふうに私は考えております。また、本市にも本当障がいのある方がどんどん増えて、事業所も結構あるのですけれども、やはりだんだん、だんだんニーズも増え、そういった経営上、運営上にも問題が出てきている状況ではないかと考えているところでもあります。今後も本市を選ばれてくる利用者の方というのは必ず増えてくると私は考えております。なぜかといえば、それだけ福祉的環境、そういうのが整ってきておりますので、周りにはない、旭川に次ぐ2番目の、それだけの環境が整っているわけですから、今後ますます増えてくるのではないかとというふうに私考えているところでもあります。といった部分で早めの対策であったり、早めの取組というのは必要であるというふうに考えますので、できれば、先ほど、例えばですけれども、言いましたけれども、本市の地域資源を有効に活用するといった部分を含めて名寄市障害者自立支援協議会就労支援部会等での調査研究をぜひしてい

ただくとともに、さらにそれが実現化するように検討していただくことをここは要望をいたします。よろしくお願いいたします。

次に、障がい者理解の促進についてですが、研修、啓発事業など様々な取組がされているという御答弁でありました。障がいは多種多様で、同じ障がいで一律ではなく、外見だけでは分からない障がいというものもあります。障がいの理解が浸透しなければ、障がい者が地域で生活する上で様々な生きづらさや誤解、偏見等によるトラブルが発生しやすいとも言われております。知的障がい者や自閉症の方は物事を理解したり、表現したりすることが苦手なために不審者だったり、犯罪者にされたり、逆にトラブルに巻き込まれ、被害者になることもあり、共生社会を実現するためには障がいへの理解をさらに浸透させ、地域におけるよき理解者、サポーターといった方々を増やすことも必要であるというふうに私は考えておりますけれども、共生社会の実現に向けた今後の進め方を含めて本市の考え方、再度お伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 障がいがあってもなくても共に、共生社会ということでお互いに理解し合いながら、支え合いながら生活をしていくことが重要というふうに思っています。本市においては、議員も御承知のとおり、幼児教育、保育施設から小中学校、高校、大学まで連携した特別支援連携協議会等がかなり活発に活動されております。そして、特別支援教育においても、ちょっとほかの地域はあまり見たことないのですけれども、名寄大学の支援も借りながらかなり先進的に取り組まれているというふうに考えています。地方から来た先生も名寄は充実しているという話も聞きますので、そういった面では子供たち、そして保護者も障がいがあってもなくてもそういったことをお互い理解して、お互い助け合いながらそれぞれの能力を生かして生活できる、そういったことというのは、意識づけというのはやっぱり

ほかの地域よりも進んでいるかというふうに自負しているところでもあります。障がい、健康福祉においても、先ほど申し上げましたけれども、自立支援協議会なども通じながら市民に対する講演会をやったり、いろいろアール・ブリュット展の展示をやったり、やっぱり市民への啓発活動を定期的に行ってきたところでもあります。そういった活動を地道に進めていきながら市民への理解を深めていきたいというふうに思っています。先ほどから出ていますとおり、知的障がい者含めて名寄市は多くの子供たち、障がい者を事業者が抱えていただいているということであれば、やっぱりそういった方と触れる機会も市民は多いかというふうに思っています。それも含めてやっぱり市民の理解も深まってきているというふうに思っていますので、そういったことをさらに進めながら、今後取組を強化していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） 本市の取組、事業内容については、私もすばらしいなというふうには思っております。しかし、障がいの種類や一般的な障がいに対する対応というのは研修等で学ぶことができますけれども、知的や自閉症の障がい者を理解するためには同じ障がいであっても個々に違いがあって、個々の特性を把握できなければ理解することは難しいというふうに私は考えております。実際親や兄弟でも理解が困難な場合もありますので、これは約20年前になりますけれども、私の次男が小学校の頃を思い出せば、本当に障がいに対して理解が高かったのは当時の親、兄弟ではなく、学校で次男と接していた同級生の子供たちだったように思います。もしかしたらその当時その子供たちというのは障がい者として捉えるのではなくて、個人の特性、個性として捉え、接していたのではないかなというふうに考えるところでもあります。本市の特別支援教育の部分出まし

たけれども、本市の特別支援教育は教育長はじめ教育関係者の皆様の御尽力により本当によい形で進展されていると私は思っております。また、本市の学校教育での障がいのある児童生徒に対しては、障がいとして捉えるのではなく、個々の特性として捉え、対応しているということを以前小野参事から伺ったことがあります。そういった考え、対応が障がい、障がい者への理解とつながり、自然に児童生徒へも浸透していくのではないかなというふうに考えているところでもあります。いずれにしろ、障がい、障がい者の理解を浸透させるにはなかなか難しいことですが、そういった考え方の下、子供たちから徐々に大人たちへと理解を浸透させていくことも必要であると考えております。時間はかかると思います。引き続き共生社会の実現に向け関係機関等と連携をされながら進められることをお願いをいたします。

次に、地域農業について。農業総括の部分から本年度は記録的な高温少雨といった気象条件の下、作物により収穫量や品質などに差が出る結果となったものの、モチ米については昨年を上回る豊作、干ばつの影響を受けた青果物についても販売単価の上昇により補われて、畜産の乳量においても需要減少の影響を受けることがなく、全体的にはまずまずの一年であったとの御答弁がありました。本年度も中国人技能実習生が入国できない状況となり、雇用者の確保には御苦労されたと思いますけれども、名寄市立大学生の有償ボランティアははじめ一日農業バイトアプリの活用、派遣会社等の御協力もあり、計画に近い作付をすることができたと伺っております。そこで、1つ確認をさせていただきたいのですが、現在外国人技能実習生の状況についてはどのようになっているのかお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 外国人の技能実習生の状況についてということで、再質問いただきました。この外国人の技能実習生ですけれども、外

国人とすると技能を学べると。その一方で、受け側からすると作業に協力いただけるということで、非常にウィン・ウィンの形でこの間続けられてきたということだと思います。これまでは年間に50人ぐらいの受入れの希望などもあったのですが、今現在次年度に向けて私どもが知り得ている範囲でいいますと受入れ農家で7戸、実習生で11名の希望ということですので、これまでから見ると少ない人数になっているのかなと思います。手続的には、特定監理団体でありますJAにおいて入国の申請手続が進められているということでありまして、国の水際対策の関係があって、1日当たりの入国者が3,500人から5,000人に引き上げられたという状況にはありますけれども、なかなかまだ入国の時期については目鼻がつかないというか、今のところまだ未定の状況ということで御理解いただければと思います。

なお、一方でこの間2年続けて技能実習生の受入れができなかったということですので、農業団体、あるいは生産者のほうでは派遣事業の活用ですとか、あるいは知り合いなどを通じて労力を確保するなど、そういったリスクに対する対応も取られているところだと思いますので、国などの支援制度もあるようであり、先ほど議員が言われた大学生の有償ボランティアなどもありますので、こういったもののさらなる定着に努めていきたいと思っていますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） 新年度においても人手不足は予測されると思います。人手確保については、昨年同様農業者、JA等で対策は取られると思いますけれども、引き続き連携を図られて、行政としての支援の部分についてもよろしく願いをいたします。

次に、地域農業の総括の御答弁にもありましたが、干ばつの影響という部分で、干ばつの影響を

受け収量、品質が低下した作物があったということでありました。気候変動による高温少雨により本市においても畑作への影響が続いている状況であると思っております。新鮮でおいしい野菜などを安定的に供給するためには水が重要な役割を果たしており、近年は気候変動により自然の雨に頼るだけでは安定的な供給が困難な場面も見受けられ、今後もこのような状況が続くことは予測されるというふうに思っております。本市の畑作における農産物は多々あります。干ばつ対策における水の確保に困難な地域もあり、今後地域農業、特産物を守るためにも干ばつ対策を進め、必要なときに必要な量を畑作物に供給するシステム、畑地かんがい等を考える時期に来ているのではないかと思うところですが、干ばつ被害の未然防止を含め、今後の対策支援のお考えについてお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 干ばつ対策についてということでありました。議員が言われるように、近年本当に異常気象と言われて、大雨だったり、あるいは干ばつだったり、自然の影響によって農作物も大きな影響を受けると、そんな状況にあります。今現在もこういった影響を緩和するという意味で基盤整備事業に対する引き続きの支援なども行わせていただいておりますし、先ほど農業振興センターの事業でも少し触れましたけれども、土壌改良などの試験などについても取り組んでいるということでありまして。御質問いただいた、特に干ばつに対するということでありました。農家さんが、これは事例として、スプリンクラーなどで対応している状況など私どもも認識しているところでありまして。しかしながら、畑地かんがいとなりますとかなり大がかりな事業になるということと経費、あるいは期間的にもすごくかかるものだというふうに思っておりますので、現状まだ生産者から直接的な要望は受けておりませんが、対応については必要だというふうに考えております。

次年度、農業・農村振興計画、中間の見直しになりますので、この中で具体的にどのような対応ができるのか、可能なのかも含めて検討させていただきたいと思っています。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） 今後の名寄市農業・農村振興計画の部分での見直しの際に検討していただけるという前向きな御答弁と理解をいたします。確かにかんがい施設はその地域の農業者の皆さんのニーズ、財政面を含め様々な課題はあると思いますが、畑地かんがいは干ばつの被害を防ぐだけではなく、水の持つ様々な役割を活用しながら多様な水利用を進めることにより干ばつ防止、病害虫防除などの作物生産効果、地温調節、作物氷結保護などの農業の合理化やハウス栽培の導入など作付品目の拡大効果にもつながり、新規就農者の意欲誘導にもつなげることができるとも考えますので、ぜひ農業者、JAの御意見等を聞きながら調査研究をしていただきたいというふうに思います。

次に、担い手育成と確保についてですが、本市の販売農家戸数も10年で約34%減少し、新規就農の部分では10年間で毎年新規就農者はいるものの、ここ数年は厳しい状況であると。しかし、その中でも平成30年度ですか、JA青年部の部員数が141名、過去最高人数に達したとの御答弁でありました。今後も離農者数に対し就農者数が追いつかない状況は続くと考えられます。地域農業を守っていくためには特に新規就農、農家後継者の支援、サポートの部分を実質させていくことが重要であるというふうに考えております。新規就農者のサポート支援、また農家後継者に対する就農意欲や誘導につながる支援を継続して行っていくという御答弁もありましたので、引き続きJAと連携しつつお願いをいたします。

次に、地域おこし協力隊、農業支援員についてですが、コロナ禍でイベントは中止になったものの、電話、オンラインでの相談件数が8件、応募

が3件と増加しているということでありましたので、見直しによる効果があったと思います。また、御家族3名で来られているということでありましたので、大変喜ばしいことだと思っております。そこで、名寄市に来て本当によかったと思ってもらえることが重要でありまして、第一印象が非常に大事だというふうに私は思っております。そこで、1点お伺いいたしますけれども、3月に来ていただいた方の入り口の部分であります通信環境を含めた居住環境と出口といいますか、農地等を含めたスムーズな就農の部分について整備状況をお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 地域おこし協力隊は遠くからこの地に来られるわけですので、議員が言われたとおり、まず入り口の体制整備が非常に重要だというふうに思っています。その一つは住宅だというふうに思っておりますので、私どももこの間風連地区の日進、東風連、新生町、3か所、合わせて6戸の専用住宅を用意させていただいて、いつお越しいただいても受入れが可能なようにということで体制を取らせていただいております。また、通信についても非常に大切だと思います。遠くから来られているので、当然連絡を取らなければいけない、あるいはこれに先立っての質問の中でも農業を営む上での通信の必要性も言われておりましたけれども、そういった意味では今光回線が農村部含めて予定されていると。令和2年に着工し、今年度内で工事を終え、その後供用開始と聞いていますので、地域おこし協力隊については通信料についても支援をするということになっていますので、ぜひこういったものの支援も活用いただきながら、しっかりと安心して暮らしていただき、かつ営農に役立てていただきたいなという思いであります。

それと、入り口の中で、この間地域おこし協力隊来られましたけれども、マスコミのなぜ名寄を選んだのかという質問にお答えしたのが受入

れ態勢、そこの人がすごくよかったという、安心ができたのだというようなお話をされていまして、入り口のところでは今我々の対応のほうも担当が一生懸命頑張ってやっておりますので、そういったところについても十分充実していきたいと思っていますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） まだ来られたばかりで、御心配されることも多々あると思いますので、名寄市に来て本当によかったと思ってもらえるサポートを引き続きよろしく願いをいたします。

次に、農業振興センターでの新年度実証試験についてですけれども、水稻、スイートコーン、カノコソウにおける検証、収量増加に向けた栽培方法や省力化、栽培体系の検討などに取り組まれるという御答弁がありました。また、大雨や干ばつの気象変動の対策として哺育・育成センターの堆肥を有効活用した土作りの調査、輪作体系の構築の部分での検証等について御説明をいただきました。少ない人員での試験、また時間を要する調査となるとは思いますけれども、大変だとは思いますが、よろしく願いをいたします。

次に、カノコソウの部分で、新年度の実証試験の御答弁の中にもありましたけれども、薬用植物の産地化に向けて企業版ふるさと納税による寄附を受け、新たな事業が進められていると思いますけれども、新たな事業内容について少し詳しくお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 臼田経済部長。

○経済部長（臼田 進君） カノコソウの新たな事業についてということでありました。カノコソウについては、高収益作物として所得が期待をされるということでありまして。地域では平成25年から薬用作物の研究会というのが発足し、さらには追いかけるように27年からは生産組合が組織をされて、今地域の中で栽培に取り組まれているということでありまして。ここにきて一つ課題が出

てきたのが病虫害対策ということで、これがちょっと生産のほうに影響があるということで、この間の課題として挙げられておりました。このことから、農業振興センターの中で病虫害のリスクの少ない苗を供給できないかということで計画をしていたところでありますが、この事業の実施に当たりまして今年度小林製薬様から企業版ふるさと納税による支援をいただいたということでありまして。議会にも補正予算の議決などいただき、今年度体制を整備して進めさせていただいているところであります。具体的に事業の内容を申しますと、農業振興センターにおいて病虫害リスクの少ない3年物の苗を作るということであります。4年目に生産者のほうに提供すると。1年目については、培養技術を活用して苗の作成を行います。2年目には、その苗をハウス内で育苗します。3年目には圃場で増殖をし、先ほど申しましたように、4年目に生産者のほうに提供する形になります。新年度につきましては2年目の取組となりますので、今年度作成した苗のハウス内での育苗と併せてまた新たな苗の作成を行うこととなります。このほかにも圃場における栽培試験なども取り組んで、生産振興に供するように取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） 組織培養事業、農業振興センターにおいて勤務させていただいたときにお手伝いさせていただいたこともありますけれども、本当細かな作業で、本当に大変だと思います。圃場においても本当手間がかかり、少ない人員での管理、検証となるとは思いますけれども、優良種苗の培養、収量増加、省力化を含め、産地化となることを、取組になることを期待しております。よろしく願いいたします。

次に、土壌診断の部分と、あと農業振興センターの市民へのPRという部分でお伺いいたします。土壌診断の部分では、圃場の状況を把握する重要

な取組であり、水田をはじめ市内の土壌傾向をまとめた資料を作成するという御答弁をいただきました。農業振興センターでの土壌診断といえば、農業者の方がメインに依頼されてくるという部分ではありますけれども、ここ最近コロナ禍で家庭菜園をする方が増えてきており、その中には野菜作りの難しさを実感し、家庭菜園についてもうちょっと勉強したい、知識を増やしたいといった方が増えているとも言われております。本市の家庭菜園をしている方々からなかなか野菜をうまく作れないのだよなというようなお声を度々お聞きすることがあります。

そこで、1点目、土壌診断の部分で農業振興センターで家庭菜園をしている市民に対する土壌診断、アドバイスは可能なのか。

また、2点目に、農業振興センターのちょっとPRという部分で、農業者の皆さんは農業振興センターについて当然知っておりますけれども、農業者以外の市民の方々には存在さえ知らないといった方が結構多くおまして、そういうことから農業にやっぱり興味を持ってもらうという観点からもPRをしたほうがいいのではないかなと思うところです。市民に近い存在にすべきではないかなというふうに思うところであります。この2点についてお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 農業振興センターを市民の皆さんにも十分活用、あるいは理解してもらいべきだろうという御提言だったと思います。貴重な提言として受け止めさせていただきたいと思っております。私どもどうしても農業生産に関わる施設という思いが強いものですから、なかなか市民に広くということについてはこれからも留意をしていかなければいけないというふうに思っています。御提案いただいた土壌診断のところについてであります。家庭菜園をやっていただくということは、我々が目指している農業、農村を理解いただける部分と通じる部分があるというふうに

思っていますし、これは都市ではなかなか体験できない、いわゆる名寄市であるからこそそういうのに取り組めるのだというふうに思っておりますので、これについては時期的に少し制約があるときはあるかもしれませんが、ぜひ市民の皆様にも大いに活用いただけるように我々のほうでもPRなどさせていただければというふうに思います。

また、振興センター自身の市民の皆さんに対してということもありましたので、ちょっと今現在何を具体的にということについては申し上げることができませんけれども、ぜひ市民の皆様にも農業振興センターでどんな取組が行われているのか理解いただけるようなPRに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） ぜひ市民の皆さんにPRとなるようによろしくお願いいたします。

最後になりますが、コロナ禍の生活がしばらく続き、いつ誰が本当新型コロナウイルスに感染するか分からない状況でもあります。新型コロナウイルスの一日も早い終息を願うとともに、日々新型コロナウイルス対応をいただいている関係者の皆様に感謝申し上げ、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（東 千春議員） 以上で遠藤隆男議員の質問を終わります。

農業を取り巻く社会環境の課題に関わってを、今村芳彦議員。

○6番（今村芳彦議員） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、順次質問させていただきます。

大項目1、農業を取り巻く社会環境の課題に関わって、小項目の1番、国策に伴う市内農業の影響についてお伺いをいたします。昨年12月3日、金子農水大臣の記者会見において水田活用の直接支払交付金事業の厳格化を進め、5年間の水張り

を行わなければ交付対象としない旨を述べられました。主食用米の消費減少を起因とし、高収益作物への転換がその目的であり、現場の課題を検証し、定着性の高い作物の転換へ見直すとのことであります。本市農業の根幹は水田であります。夏の田園地帯を眺めますと麦、大豆といった畑作物はもちろん、スイートコーンやアスパラガスに代表される野菜、サンダーソニアやハナユリなどの花卉、近年ではブルーベリーなどの小果樹に至るまで多種多様な農作物にあふれています。田園風景に彩りを与えるだけではなく、水田一辺倒のリスクを打開した安定的な経営の柱としても、また本市が誇る特産品として揺るがない位置を誇るそれぞれの畑作物や青果物であります。この大部分は水田の転作作物として振興してきた経緯があります。従来から本市を含む北海道の米政策は、生産目標を守ることで需給バランスの調整に大きく寄与をしてまいりました。今回の5年間一度も水張りが行われない農地は交付の対象としないと大臣が述べたことを踏まえると、作りたい水田を作らなくても再生産が可能であった水田転作作物を軸とした経営から水田一本化への単一経営へ向かってしまうのではないかと、本市農業が誇る特産品が逸失してしまうのではないかと危惧をしているところであります。今回の水田活用の直接支払交付金の運用見直しについて、その影響をどう捉えているのか改めてお伺いをいたします。

小項目2、未来の農業者育成に向けて質問いたします。本市には、以前名寄農業高校がありました。道内はもちろん、日本各地から農業を志す学生が集まり、多くの人材を輩出いたしました。進学先である農業系の大学、あるいは専門学校からは名門との呼び声も高く、現在の本市農業者の中にも同校の卒業生が少なくはありません。令和5年に開校予定である新設校には、新たなステージの幕開けとして大きく期待を寄せているところではあります。依然として本市を含む近隣市町村の基幹産業は農業であり、農業後継者の安定的か

つ継続的な育成を行うことが必要不可欠であります。そこで、名寄産業高校に現在も残っている施設や設備を活用し、新たに農業を志す若者へ向けた研修施設として再活用する道はないのか、あるいは名寄市振興センターの機能強化を図るサテライト施設として活用すべきではないか提案をさせていただくものであります。本市としての見解をお示してください。

小項目3、安定的な物流構造についてお伺いいたします。本市の農産物集出荷施設は大きく3か所、名寄市大橋にあるJA青果センター、曙地区の上川ライスターミナル、風連緑町にある米麦乾燥調製施設があります。既に御承知のとおり、大橋地区への集荷まで主要道路となっている昭和通は、主に名寄市の西側地域及びバイパスを経由した智恵文地区からの青果物が頻繁に搬入され、繁忙期には多くの交通量が見受けられます。しかしながら、その路面は大変脆弱であり、荷崩れによる劣化や落下事故の可能性が簡単に予測可能であり、なおかつ狭隘な路線であることから、見通しが悪く、歩行者に対する交通事故の可能性も高いと認識をしております。近隣は住宅地でもあり、歩行者も多いことから、何かしらの対策が求められると考えております。本市の道路整備に対するお考えをお伺いいたします。

以上、小項目3点にわたり質問させていただきました。これからも名寄市の産業が発展し、未来の子供たちへ残したいまちであり続けられるよう期待を込めて、壇上からの発言とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） ただいま今村議員からは農業を取り巻く社会環境の課題に関わって御質問いただきました。小項目の1及び2につきましては私のほうから、小項目の3につきましては建設水道部長から答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、小項目の1、国策に伴う市内農業の影

響について申し上げます。国においては、米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け食料自給率、自給力の向上に資する麦、大豆、飼料作物などの戦略作物の本作化とともに、地域の特色を生かした魅力的な産地づくり、高収益作物の導入、定着などを支援することを目的に水田活用直接支払交付金制度を講じています。本市におきましては水張り志向が強く、水稲作付を基本としながらも米の生産調整へ協力し、水田活用直接支払交付金制度を有効に活用して麦、大豆をはじめとする畑作物やアスパラガス、施設園芸など多様な作物の生産振興を図り、日本一のモチ米産地をはじめ、道内有数のアスパラガスやカボチャなど地域特色を生かした産地づくりを進めてまいりました。しかしながら、今回令和4年産に向けて交付対象水田の見直しとして、地域において転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稲と転換作物とのブロックローテーションの構築を促すため現場の課題を検証しつつ、今後5年間で一度も水張りが行われない農地は交付対象水田としない方針が示されました。交付対象水田の要件見直しに伴う影響についてであります。長年にわたり米の生産調整に伴う水田転作が定着しており、施設園芸やアスパラガスなど多年生作物の作付地では5年間で転換することによる生産性の低下や経営規模の拡大に伴い輪作体系を5年間で組むには期間が短いことなど、今後5年間で水張りを実施するには課題が生じることとなります。また、農業者によっては改良区賦課金や畦畔など湛水機能の要件は満たしているものの、田植機などの作業機械や設備がなく、実際の水張りに対応できないことで交付対象水田から外れるなど現場の課題も多く想定され、結果として交付金の対象外となる水田が発生することとなります。また、議員が申されましたように、今回の要件見直しにより現在水張りを行っていない農業者を含めて水稲作付の意向が強まることも考えられ、生産過剰や価格への影響、あるいは需給状況により生産数量や加

工米の配分が対応できず、生産者の意向に沿えない場合なども十分想定される状況でございます。このほかにも交付対象水田から外れることで農地価格への影響や今後の農地の流動化に対する影響についても注視していく必要があると考えております。農業者においては、今後の5年間で新たに水張りに取り組むか畑地化に取り組むかを選択することとなりますので、その選択に必要な情報提供に向けて現在市、JA、関係機関、生産者で構成します名寄地域農業再生協議会におきまして課題の洗い出しと検証、対策について検討を進めているところであります。今後農業者の皆さんに対する地域説明会を開催し、現段階での情報提供と現場の課題把握に努め、その課題を整理するとともに、今現在国から詳細が示されていない部分もありますことから、改めて名寄地域農業再生協議会を開催して、R4年度の対応について確認を行い、生産者の皆さんへ周知を図ってまいります。

次に、小項目の2、未来の農業者育成に向けて申し上げます。昭和16年2月、北海道庁立名寄農業学校として開校以来、北海道立名寄農業高等学校から北海道名寄農業高等学校へと改称し、平成23年3月には農業高校として70年の歴史に幕が下ろされました。現在は名寄産業高校酪農科学科として農業の専門教育や育成を担っていただいておりますが、少子化や多様な進路選択により生徒数は減少し、令和4年度を最後に名寄産業高校の入学が停止となります。これまで市内や近隣市町村はもとより、道内外から多くの入学生を受け入れ、名寄市や道北地域をはじめ優秀な生産者や経営者などとして多くの卒業生が御活躍されており、農業高校として地域や農業の発展に大きく寄与しております。校舎などの活用に関しましては、令和3年11月に北海道教育委員会より今後活用されない校舎などの財産利用希望について照会があり、当該施設の利活用について全庁的な検討を行ったところでありますが、有償譲渡であり、

総合計画や中期財政計画、公共施設等総合管理計画などとの整合性の観点から現段階では希望ないものとして回答をしたところでございます。御質問のありました未来の農業者育成に向けての施設の活用につきましても、農地や施設の一部を研修農場や農業振興センターの機能強化として活用することなども考えられますが、先ほど申したとおり、現状ではそれを見込んだ計画を有していないこと、また費用対効果などの面からも慎重な検討が必要と思われませんが、今後も北海道教育委員会の動向を注視してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 私からは大項目1、農業を取り巻く社会環境の課題に関わって、小項目3、安定的な物流構造についてお答えいたします。

本市の道路整備計画は、名寄市総合計画（第2次）の中で大きく幹線道路の整備と生活道路の整備の2つのカテゴリーに分類をしています。幹線道路の整備については郊外幹線道路と都市計画道路の整備を、生活道路については幹線道路以外の市街地と郊外地の道路整備計画としています。また、郊外地の老朽化した舗装面を改修する道路の整備については、名寄市舗装個別施設計画に基づき再整備も行っております。この名寄市総合計画（第2次）の期間内において、市街地の道路については交通量の多い住宅地などの舗装率5%向上を目標とし、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金や起債などの財源を活用しながら防じん道路や道路排水の整備がされていない未改良道路を中心に整備する計画としております。しかし、近年は国からの交付金が要望額どおりに配当されない状況から、計画どおりに道路整備が進まないことを踏まえ、名寄市立地適正化計画に基づく個別支援補助の活用を視野に入れた道路整備についても新たに計画をしているところです。議員から御指摘のあります道路は、国道40号から北に向か

う東8号通を下水終末処理場から東に折れる11線道路沿いの大橋流通団地を経由し、道道美深名寄線につながる路線として幹線道路の分類となり、都市計画道路名称では昭和通となります。この区間についてが各方面から農産物集出荷施設や大橋流通団地にアクセスする主要道路であることから、大型車やトラックをはじめ交通量が多いことに加え、凍上や経年劣化により舗装面が損傷することから、部分補修等の対応が多い区間にもなります。現道は車道が安全で、交互交通が可能な片側1車線の幅員が確保された車道が整備されており、下水終末処理場から道道美深名寄線までの東西の区間には住宅の張りつきがないため歩道は未整備ですが、南北に縦断をする市道17線から大橋の商工団地までに至る沿線には病院や小中学校、住宅などが張りついており、通学する子供たちや、通院する高齢者など歩行者の安全施設としての歩道も整備済みの道路となっています。私どもにも農産物を搬入されている農家の方から抜本的な車道舗装面の改修要望もいただいております。農産物集出荷施設への重要なアクセス路線として認識をさせていただきますけれども、当該区間の整備には道路の路盤の入替えを含めた改良舗装工事が必要なため多額の事業費を必要とすることや市街地内にはほかの未整備の幹線道路がまだまだ多く残っている現状から将来的には整備を行いたい区間として計画しておりますけれども、早急な整備については難しく、当面はこれまでと同様に段差や穴ぼこの解消に努める維持補修での対応としてまいりますことに御理解願います。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） それでは、順次再質問させていただきますと思います。

午前中から農業関係の質問がちょっと相次いでおりまして、私も頭の中を整理しながらということになりますので、御理解をいただければと思います。まず、国策に伴う水田活用の直接支払交付

金という部分、非常にセンセーショナルな発表のされ方だという認識を持っておられる方非常に多いのかなと思いますが、実はこれ決してそうではなくて、前回平成28年の改正のときにはもう既に見直すよという文言が記載をされておりました。なかなか実際に取り組みなかつたという部分も踏まえて、恐らく今回厳密に運用するという言い方に至ったのかなというように考えているところであります。この影響、端的に農業者への影響というわけではなく、消費者が一番影響を被る部分であると。その理由として、さっきも述べましたけれども、名寄市の野菜の多くは水田転作を基本として作付されているという状況があるというふうに認識をしている。そのため、特に風連地区で生産されておりますスイートコーン、あるいはアスパラといったものはまさに水田の転作として今まで発展してきた野菜でありますので、これがなくなってしまうのかなという危惧を正直しておりました。先ほどの答弁の中で、国策でもありますし、まだまだ細かいこと決まっていないという部分ではあります。それでもこの5年間で作付が、水張りがない場合には交付をしないというルール、恐らく変わらないのではないかなという認識をしております。先ほどの答弁でもありましたけれども、水張りか畑地化かを選択をしなければならないということで、では水張りをこれから突然行うといった場合の影響、特に直近でどういう影響があるのかという部分について把握されている部分があったら教えていただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 交付金制度の見直しに伴って水張りを行うに当たった課題ということで再質問がございました。具体的には、先ほどの答弁の中でも申し上げたように、この後直接生産者の皆さんに説明をし、意見をいただきたいと思っておりますので、その中でまさに現場からの課題が我々もじかに聞けるのだろうなと思っております。今現在私どものほうである程度想定している

こととすると、課題とすると一つ一番大きいのは、先ほど佐久間議員とのやり取りの中にもあったように、もともと水張り志向が強い地域であります。交付対象とするために水を張りたいという方が増えるだろうということは予想されるわけです。そうなったときに需給のバランスがどうなるのかというのがありますし、地域の中で数量を確保できるのかというのがありますので、一つは水張り志向がもし強くなったときに、増えたときにどう対応するのかというのが一つだと思います。基本的には、先ほど佐久間議員の答弁でお答えしたように、需給のバランスを守るということは将来にわたって安定生産や価格を維持するという意味では土のあるやっぱり生産が必要だと思いますので、そこは守りつつそういった意向にどう対応していくのかというのがありますので、そこへの対応が一つ課題になるかなというふうに思っています。

もう一点とすると、これは国の要綱の中で認められている部分でありますけれども、転作をするときに作業効率を上げるという意味で、復旧が前提でありますけれども、畦畔などについては仮に取ってもいいという、取っていいということではないですけれども、取ることも、そのケースを想定されて、国の要綱があるわけではありますが、実際に水を張るとなると畦畔を復元しなければいけないことがありますし、場合によっては生産性を上げるということで田畑寄せなどする場合もあるかと思っておりますので、そういったときの対応をどうするのかというのがもう一つの課題として出てくるのかなと思います。ほかにも課題はたくさんあるのだと思いますけれども、そこはまた説明会の中でしっかりと把握をさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 確かに水張り志向、非常に強い地域であるという認識は私も持っております。主食米の作付面積の数量、目標を、昨年は6万ヘクタールでしたでしょうか、かなり強く削

減をしながら、またさらに今回の事業の中で国は深掘りをしたいと言っている。その反面、では現場に来ると逆に水張りが増えてしまうのではないかとちょっと相反した事態になりつつあるというのは私も非常に危惧をしているところではあります。その一方、本市で生産されているのは主食米といいましてもモチがメインだということもありますから、モチなら関係ないのではないのみたいな、そういう空気もちょうとあるわけなのです。ですから、水田だけに限って言えばそれは変わらないと。今回は水田から畑に、転作を行った場合に影響するという部分がメインになりますので、その他、モチについては私は進めて、広げていってもいいのかなと思うところはありますが、先ほどおっしゃったように、需給のバランスというのは非常に重要なものでありますので、この点北海道等の上位組織ともしっかりと連携取りながら正確な主食米の面積というのを求めていってほしいなというように思います。

また、農地価格への反映というところでちょっと御質問したいなと思ったのですが、さっきの佐久間議員のお話の中でこれについても注視をしたいということでありました。水田から畑に変えるからという、地目を変更するという必要はないなというように認識はしておりましたが、その点現状で分かっていることあれば教えていただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今回の見直しはあくまでも交付金制度の見直しということでありますので、農地の地目そのものを変えるか変えないかについては基本的には生産者の皆さんの意向によるということでありますので、今村議員が言われるように、本人が作る品目は例えば畑作であってもその地目を水田のままということも一つは当面はあるかなというふうに思いますが、ただ農地そのものについては現況主義というのがありますので、長期間の中ではどうするのかというところ

については、そこは少し調査をさせていただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ぜひ調査を進めていただきたいと思います。さっきの答弁の中で田畑寄せという話がありました。これ今後の基盤整備、あるいは国営、道営というところで行われた場合に特に畑寄せの場合でしたら目標値を定めて、1割以上畑地を増やすような条件づけもあったかに記憶をしております。そういうところを考えますと、今水田が張れないからといって気軽に畑地化をしてしまうと今後地域全体で基盤整備を行ったときに地域全体の水田が減ってしまうという可能性、もちろんこれ含んでおりますので、この点についてはぜひ関係機関と協議しながら水田の面積を維持できるような取組というのを進めていただきたいというように思います。

続いて、畦畔の再造成、あるいは水田化へ向けた整備が必要だということで、これはこの段の認識は私とも一緒なのかなというように思います。確かにずっと畑だから水田に戻す必要がないという前提で畦畔の撤去を行ったり、圃場を広く使っている方というの中には見受けられるわけですが、では今回その人たちが水田にしたいといった場合に機械を利用する、あるいはどこか土木の業者をお願いをすることになるかと思いませんけれども、そういう状況の中で例えばそういう工事に対してある程度補助を行うような考えというのはないのかもしれませんが、あるかどうかだけちょっと確認をさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 水を張るためには、当然湛水機能が必要ですので、畦畔を仮に取っているもので、復元をしなければ水が張れないということだというふうに思います。これそれぞれのケースでどういう手をかけるのかということも違うと思いますので、ここは先ほど申し上げたように、これからまさに地域説明会をさせていただきます

ので、その中の声をしっかりと反映をさせていただき、決して畦畔だけということではなくて、そこで挙げられた課題については再生協議会の中で検討していきたいというふうに考えておりますので、理解をいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 取りあえず直近でということですので、理解をさせてもらうところであります。

今度中長期的にどうなるのか、これからの水田農業がどういう形になるのかというような予想といたしましょうか、展望みたいなものをこれから名寄市農業振興計画をつくる中でどうお考えなのかという点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今回の制度の見直しについても、先ほど申し上げたように、詳細まで決まっていないということですので、それが決まった段階で改めて今後の地域農業について、水田農業について考えていかなければいけないのだろうというふうに思っています。そういった意味では、幾つか考えられるのでしょうかけれども、先ほど今村議員が言われたように、米の数量の関係について、確かに現状のお米だけでは難しいのかもしれませんが、今村議員がまさに取り組まれている酒米の関係があったり、飼料用米などの取組がありますので、さらには国は海外の輸出なども積極的に進めたいという考えを持っているようですので、既存の数量だけではなくて、新たな需要を掘り起こして数量が獲得できないかというような考え方も一つあるのかというふうに思いますので、そういった部分の検討が必要かというふうに思っています。また、それらを生産する上で数量が決まっているとすると、コストを下げるというところがあります。では、コストを下げるにはどうするのか。先ほど今村議員が言われたように、基盤整備のところもありましたけれども、そういったものでコストを下げ、さらに生産性も

上げるという考え方もあると思いますので、そういったものも含めて、これは第2次の農業・農村振興計画、次年度検討することになっていきますし、併せて農協の振興計画の検討の年になっていますので、制度が確定した上でこういったものについての検討も必要かと思っています。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 確かに現状、過去からもそうなのですが、飼料作物への転換ですとか新規用途米への作付を誘導して、自主的に主食用米の削減を図るという手法が取られてきたというわけではありますが、今回課題になるというのがあくまで水田転作の部分であるということなので、今度高収益作物へ支援をするということも同水田活用の直接支払交付金の中では産地交付金の中でもうたわれておりますし、また水田リノベーション事業といった部分で水田から畑作に、さらに畑作物をしっかりともうけられるような取組を地域で押し上げてくださるというように書いてあるというふうに認識をしております。この高収益作物への支援についてお考えがあればお伺いをしたいのですが、例えば独自の作物を新しく探す、開発するですとか、そういったようなお考えについてどう思っておられるでしょうか。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） いろんな調査をしなければいけないのだというふうに思っていますが、例を挙げますと今も農業振興センターの中で同じ作物であってもいろんなメーカーから例えば種苗が出ていると。そういったものの比較なんかもしていますし、作物自身も新たな作物の定着ができないかという試験などもさせていただいております。さらには、肥料の効果の成分ですとか、様々な栽培におけるより有利な生産につながるような試験などもさせていただいておりますので、まずは振興センターを活用しながら生産者の皆さんにとって有利な情報提供をさせていただくことがまず第一歩かなというふうに考えていますので、御

理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） まさにおっしゃるとおりなのかなというような感覚であります。今回の改正というのは、私も前段述べましたけれども、正直どうしようもない部分が非常に強いと認識しております。だからとって仕方ないではなくて、これは非常に大きなチャンスであるという捉え方をぜひしていただいて、水田は水田でも水田農業者の中で技術はしっかり確立している。それを補完するためにそのほかの高収益作物、どういう作物があって、どういう作り方をしたらこの地域で最も効果的な収穫量を上げることができるのか、どうやってもうけられるのかというのをやはりこれJA並びにほかの関係機関とも協力しながらしっかり考えていただかないと、現状生産者が独自に始めている活動を追認するようなやり方も一部あるようではございますけれども、自ら先頭に立って新しい情報について貪欲に吸収していくという姿勢も必要なかなと思いますので、この点ぜひそうしていただけるよう私からお願いをしたいなというように思って、ちょっと今小項目の1番については以上にしたいと思います。

続いて、小項目の2番目であります。未来の農業者育成に向けてというところで、正直非常に難しいだろうというようなお話を受けたのかなと思っております。実際まだ学校あるわけですから、なかなかこの話も私もちょっとどうかかなと思いましたが、それでも特に農業関係の施設、該当の地区には先ほど遠藤議員の話でもありましたウイルスフリー苗の培養に使うクリーンベンチですとか、あとガラスの温室があります。この温室はやはりボイラー回っていますので、一冬使わなければ恐らくもう使い物にならないのではないかなという認識があります。そして、それ以外にもちょうど立地条件を考えますと山際から圃場があって、名寄公園に隣接するというような、立地条件であります。恐らく誰も管理しないと鹿が出て

きてしまう、あるいはそれ追って今度熊が出てきてしまうといった可能性、十分に考えられると思います。この点まだまだ決まっていなこともたくさんあるかと思いますが、まず管理をしっかりしなければならぬだろうなど。幾ら名寄市が必要ないとはいえ、名寄市にある部分というのは無視できないところもあるのかなと思いますが、ちょっと私のほうで提案をさせていただいたのが研修施設ということで、山形県の鶴岡市に農業者育成学校SEADSと読むのでしょうか、そういう取組があります。こういうほかの自治体の取組について、展開されております。非常に名寄市の農業にも合致した取組なのかなというように感じて、今回提案させてもらったわけなのですけれども、この点何かお考えがあれば、お伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 山形県の鶴岡市で農業経営者育成学校に取り組んでいるということであります。ここの宿泊施設に遊休となった市の宿泊施設を活用しているということで、この農業経営者育成学校についてはその前からあったということでありましてけれども、そこに遊休施設をうまく活用してということで今進めているようです。私どもも交流都市でもありますので、勉強させていただいている部分がありますが、全国的に担い手不足という中ですばらしい取組だというふうに思っています。カリキュラムの内容も座学から始まって、先進農業者でのもとで学ぶと。さらには、就農に向けての伴走などもするというのでありますので、入り口から出口までカリキュラムを用意し、支えるという仕組みだというふうに思っています。ここに関わっている機関について見ますと、市、JAはもとよりでありますけれども、山形大学をはじめとする複数の教育機関などがここに関わっているというのもありますし、民間も参画してという取組のようです。それぞれの自治体がそれぞれの地域の条件を生かして担い手対策を

進めているということだと思います。名寄市の条件と比べたときに必ずしも一致するわけではありませんので、同一の取組が組めるかというとなかなか難しい部分はあると思いますけれども、我々も担い手の確保については非常に重要だというふうに思っていますので、今現在も関係機関、団体による支援チームをつくって、農業者のもとに行って様々なアドバイスなどをさせていただいているというのがあります。あるいは、農業振興センターの中では農業振興センターで持っている知識などをその方たちにお伝えをしているというのもありますし、就農に向けても関係機関がそれぞれの持つ情報や、あるいはノウハウ、そして制度も活用しながら進めさせていただいております。そういった学校ということではありませんので、人数は限られますけれども、少人数ではありますけれども、その人たちにしっかりと寄り添って、我々は親切、丁寧な育成、対応に努めていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） なかなか学ぶ場所といましようか、箱については非常に難しいというところで理解をさせていただいております。先ほどの遠藤議員の答弁でもありましたが、新規就農者、大分減ってきているという部分とかなりUターンも含めてほかの産業から名寄市に来て、農業を始めたいという意向の方が非常に多いのかなと思います。もちろんこれそれぞれ研修施設等で研修はしておられると思うのですが、やはり研修先の技術のみを勉強してしまっていると、それをこちに持ってきてコピペをしてしまうとなかなかうまくいかないといった状況もあります。それ以前の農業って何だろう、植物って何だろうといった総論からきちんと学べるような場所というのは私は必要ではないかなと思います。これについては、今現状の振興センター、あるいは農業改良普及センターといったところがそこに該当するの

なと思いますので、ぜひその辺としっかりと協力を取りながら、例えば夜間、あるいは土日でも構いませんけれども、どこか空いた時間でまとめて集中して勉強できるような取組、講義を行うとか、そういったことも考えて、農業者に向けた育成をしてほしいなというように思います。

そして、もう一点なのですが、先日の農業新聞等でも取り上げられておりましたが、風連地区の若い女性の団体、結婚してすぐの方たちの団体が独自に集まって勉強会を開催したりといった事例がありました。非常にすばらしい活動だなと感じております。年齢的にも近い、また住所も近いということで、日頃の営農、農業に関する問題のみならず、子供のことでとか家庭のこととかもいろいろと女性同士で相談しながら乗り越えると言ったら変な話ですけども、ふだん生活されているという非常に珍しくかつ斬新な取組になるのかなと思います。これ私これからぜひ応援をするべき事業ではないのかな、名寄市としても進めてほしい事業だなと思っているのですけれども、その点御見解があればお伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 臼田経済部長。

○経済部長（臼田 進君） 農業の若手の奥様、御婦人というのでしょうか、が自主的にグループをつくって、様々な活動をしているということのようです。私も新聞で見ましたし、担当のほうにも相談があったようですので、そこからも少しお話は聞いていますけれども、非常にうれしい、朗報だというふうに私ども受け止めています。ぜひこういった団体の取組、これまでも女性グループがあって、活動はしていますけれども、こういった若手の人が自主的という部分は、これからもぜひそこに刺激を受けて増えていくことを望んでございます。具体的に行政としても団体に対する支援というのはなかなか難しいのですけれども、実際に農業女性に対する助成制度などもありますので、具体的な活動に対しては我々も支援ができたり、あるいは情報提供などもできますので、ぜ

ひ気さくにと言ったら変ですけれども、決して我々のところ敷居が高いわけではありませんので、日頃からぜひ顔を出していただいて、いろいろなお話を逆に我々に聞かせていただいて、双方で学び合えるような、そんな体制が取れると非常に喜ばしいかなと思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 大変前向きな御回答だったかなと思います。ぜひ気軽に寄れる農務課というのを目指して進んでいただきたいなというように思っております。

では、続きまして小項目の3点目、安定的な物流構造ということで、昭和通について直らぬのかという話をさせていただきました。難しいというところでありまして、これ以前私も取り上げた部分ではありまして、やはり同じように名寄市内ではまだ舗装がされていない道路があるというところも踏まえて、ただしそれでも状況を把握していますので、いつかは直るだろうというところのお話でありました。これ今すぐやれという話もここで私はする気はありませんので、ぜひ前向きに進めていただきたいというように思います。

この道路整備における優先度というところで、先ほど言いました舗装の考え方とかあるようですが、今後物流構造というところで高規格道路が今建設途中にはなっておりますけれども、今後開通していきるだろうと。そういった場合にこの農産物の集出荷に対してどういう影響があるのか、ちょっと今の施策展開も踏まえてお話できる部分あればお聞かせいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 高規格道路完成がもたらすものということだと思いますけれども、これまでも幾度と物流の拠点化についてお話をさせていただいてきております。道外へ向けての流通で考えると、苫小牧が玄関口とすれば、202

4年の労基法改正に伴うドライバーの残業時間というか、時間の規制が厳しくなったときの日帰りができる北限がこの名寄ということになるということで、優位性がさらに高まるというお話ですけれども、この高規格道路が完成すると、北限地域である名寄に物がさらに道北地域から集まる場合にさらに北につながればつながるほどここへ搬入しやすくなるということと名寄から本州へ出荷、流通をするときにさらに時間的にも有効性、有利性が出てくるということですので、そういった部分については非常に効果が高いと考えておりますし、さらには物流だけではなくて、医療提供であるとか、そういった部分でもかなり圏域にお住まいの皆様方にいろいろな意味でこの都市機能を提供していけるような環境が整っていくのかなというふうには考えております。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） まさに名寄に北から物が集まるというのは、この高規格道路の最も目標とするところなのかなと思っております。農産物のほとんどが恐らく名寄市で農産物を作ったら南に出荷をされていくと思うのです。なかなか北へ出荷ということは正直考えられません。なぜかといいますと、これはキャベツ、あるいはハクサイといった重量系の生鮮野菜が作付が非常に少ないという背景があります。どうしても日もちがしない野菜、例えばレタスなんかですと、朝収穫したものが東京で午前中に売られるかどうかといった群馬県の嬭恋村でしたでしょうか、そういうところの取組、非常に有名ですけれども、なかなか物流を考えますと苫小牧まで1日以上かかる、さらにそこから先、大消費地までまだまだ時間がかかるといったところで、非常にこの輸送コストを考えますと、これからの農業構造の変化に対応するにはまた新たな取組というのが求められてくるのかなと思います。その中で、以前もちょっとお話をさせてもらったかもしれませんが、物流拠点化計画の中で例えば冷蔵の電源を地産地消で行うと

というような部分ですとか、それ以外のところもあったと思いますけれども、そういう物流構造の構造改革といいましょうか、新しい構造、物流拠点化に向けた取組というのが本当にこれから重要になってくると考えております。ちょっと事例といひましようか、過去の経験ではありますが、焼尻島にカボチャを持っていくと1個1,000円でも売れるのです。北のほうに持っていくと、やはり取れない地域ばかりですから、そういったようなところの新しい販路の開拓にももちろんつながってくる部分なのかなと思いますので、これについては農作物の需要の変化に伴いまして新たな拠点化に向けて考えていただきたいと、これお願いをさせていただきます。

ちょっと時間は余りましたが、最後、以前から外的要因になるべく左右されない強固な経営基盤であってほしいということを一問を通して再三にわたり訴えてきたという部分でありますし、農業者の利益だけを追求しているわけではなく、農業が基盤となって名寄市の経済全てがきちんとしていくという構造、今変わっていないと思いますので、本市経済がしっかりと向上していくように取り計らっていただきたいと。先ほどの佐久間議員の最後と同じになってしまうのですが、白田部長にこれからの農業がどう明るい未来になっていただけるのか、思いの丈を語っていただきたいと思いますので、よろしく願いまして、終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 御配慮いただいておりますが、先ほど佐久間議員のところでも申し上げたので、重複は避けたいと思いますけれども、明るい農業ということでありましたので、私を見ても明るくありませんけれども、まさに今地域の中核として活躍されている今村議員、あるいは山田議員、実際にこういう農業者の方が議場において、様々な提言をいただいている、あるいは現場で様々な若い人が活躍して

いる、まさにこういった姿が明るい農業に資するのだろうなというふうに思っています。私もこの間この議場で農業について多くの意見交換、議論をさせていただきましたが、そういったものの一つ一つがまさに私どもの血肉になって、行政の施策、あるいは農協とのやり取りの中でも生かされてきたというふうに思いますので、私のことにとどまりませんが、私の後任などにもぜひ厳しい御意見をいただいて、育てていただければ幸いですというふうに思いますので、その人に怒られるかもしれませんが、以上を申し上げまして、明るい農村、明るい農業を目指してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 以上で今村芳彦議員の質問を終わります。

15時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時05分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市立大学の運営状況について外2件を、塩田昌彦議員。

○14番（塩田昌彦議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次質問してまいります。

大項目の1、名寄市立大学の運営状況についてお聞きをいたします。平成28年度から社会保育学科を保健福祉学部内に設置をし、4学科による運営が始まって6年が経過します。

そこで、小項目の1、大学運営の状況及び地方交付税措置単価の現状と今後の見通しについて。平成26年度に設置した名寄市立大学再編構想調査特別委員会において歳入歳出の推計方法による大学運営費の収支見込みについて示しておりますが、現在の運営状況並びに今後の見通しについてお知らせください。

なお、大学運営において歳入の根幹となる地方交付税措置単価の推移は重要であり、推計によると平成26年度単価をベースに毎年2%減少するものとし試算をしていましたが、現在の措置単価及び今後の見通しについてお知らせください。

次に、小項目の2、受験生の現状と将来予測について。新聞報道によると、前期日程では各学科において受験倍率は高くなっているものの、社会保育学科では定員の3名オーバーにとどまっております。なお、後期日程では全ての学科において高い受験倍率になっている状況にあります。少子化に伴い今後において受験生や入学生の確保が難しくなることが予想されますが、学生確保の安定対策等の取組についてお知らせください。

次に、小項目の3、2023年度スタートする旭川大学公立化の影響について。（仮称）旭川市立大学が2023年4月からスタートしますが、名寄大学の学科と競合する看護、管理栄養、社会福祉学科における今後の影響について。また、社会保育学科については短大として継続することのようですが、影響についてお知らせください。

なお、名寄市立大学は国家資格の合格率は非常に高く、優秀な学生を輩出している魅力ある大学と認識しておりますが、報道にあった助産師課程の設置など差別化に結びつけるさらなる取組についてお知らせをいただきます。

次に、小項目の4、大学院導入の検討について。2月21日に新聞報道がありましたが、大学院の設置に向けた検討状況についてお知らせください。

次に、大項目の2、コロナ禍における企業の継続支援について。新型コロナウイルス感染が始まって2年、いまだ終息のめどが立たない状況が続いています。この間新型コロナウイルス感染防止対策に伴いまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言が発出され、現在まん延防止等重点措置が継続され、地域経済の疲弊が続いております。名寄市においてもオミクロン株による第6波の感染が拡大、人流抑制の影響もあり、まさに人が来ない、

まさに人が出ない状況が続いており、市内の飲食店や商店街、企業にとって厳しい状況にあり、個店主や事業者の声を聞くと移転、廃業も視野に入れているとの声が聞かれます。

そこで、小項目の1、企業の経営維持につながる名寄市独自支援についてお尋ねをいたします。これまで名寄市では、新型コロナウイルス感染対策として中小企業特別融資制度を新設し、中小企業の資金繰りを支援してきており、中でも多くの支援給付事業を展開し、地元企業を支えておりますが、これら支援事業は売上げ減少の補填対策となっています。国はコロナ支援対策の第1弾として持続化給付金制度を創設をし、昨年11月から第2弾として事業復活支援金事業を展開していますが、支援の対象は売上げ減少企業となっております。したがって、売上げの減少が国が示した一定程度の減少に満たない事業者には支援が届かない制度となっており、何らかの支援が必要と考えます。また、市内の飲食店や商店街、企業は営業を続け、売上げを維持するため努力しているものの、資機材等の高騰によるコスト高で利益が減少するなど厳しい経営が続いています。名寄市の事業者が意欲を持って事業を継続してもらうためにも名寄市独自の支援策を講ずる必要があると思いますが、お考えをお聞かせください。

次に、大項目の3、地域のインフラ整備に関わってお尋ねします。世界の状況は原油の高騰など社会経済が不安定な状況にあり、多くの品目に影響が出ています。先行きが見通せない不透明な状況が続いています。1月23日の北海道新聞によると、札幌市発注の建設工事において入札不調が相次いでいるとの記事が掲載されました。業界では人手不足などに加え、資材価格の高騰も続き、民間工事でも入札が滞るケースが出ており、地域のインフラを担う建設業の経営安定につながる取組が必要と指摘をしています。名寄市において、南保育所の建て替え工事など複数の建設工事が予定されています。今後においても各種計画に伴う

公共工事が予定されると推測をされます。

そこで、小項目の1、公共建設工事における入札不調の懸念について。前段でも触れたとおり、燃料や建設資材、鋼材の高騰、資機材調達など先行きが見通せない状況にあることから、名寄市が発注する建設工事の入札に影響、特に複数年にまたがる施工に係る入札の影響についてお聞かせください。

次に、小項目の2、名寄市中小企業振興条例改正と公共工事の発注に関わって。名寄市中小企業振興条例が抜本的に見直され、本年4月に条例が施行されます。条例改正に伴い市の施策の基本となる中小企業振興施策を総合的に推進することになりますが、条例の趣旨、理念、目的に照らして未来を担う中小企業の振興は名寄市の発展に欠かせない存在であり、地域循環型経済を構築する上で公共事業の果たす役割は大きいと思いますが、公共工事の発注に伴う基本的な考え方をお聞かせください。

以上、この場からの質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（東 千春議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 塩田議員からは大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目1について私から、大項目2については産業振興室長から、大項目3については建設水道部長からそれぞれ答弁いたしますので、よろしくお願ひいたします。

まず初めに、小項目1、大学運営の状況及び地方交付税措置単価の現状と今後の見通しについてお答えいたします。平成30年度から令和2年度までの直近3か年における名寄市立大学特別会計の収支状況については、各年度とも学生の定員数が確保されていることから、歳出と歳入の均衡が保たれており、さらには施設整備、学務・図書館システムの更新などに備え名寄市立大学振興基金の積立でも行っており、本学に関わる地方交付税措置額を上回る金額を繰り入れる状況にはなって

おりません。しかし、直近5年間の地方交付税措置単価を見ますと、平成29年度からトプランナー方式の導入により令和3年度までの5年間の単価が減額されておりまして、平成29年度の184万4,000円、平成30年度が183万円、令和元年度が177万6,000円、令和2年度172万2,000円、本年度、令和3年度が166万8,000円と毎年度約3%減少しております。今後の交付税単価の動向についての情報はまだ入っておりませんので、情報収集に努めてまいります。

次に、小項目2、受験生の現状と将来予測についてお答えいたします。直近3か年の学校推薦型選抜試験の受験者数の状況については、令和元年度が栄養学科が2.9倍、看護学科が3.5倍、社会福祉学科が1.9倍、社会保育学科が1.8倍、保健福祉学部全体で2.5倍となり、令和2年度が栄養学科が1.4倍、看護学科が2.6倍、社会福祉学科が1.3倍、社会保育学科が1.3倍、保健福祉学部全体で1.6倍となりました。また、本年度につきましては栄養学科が2.1倍、看護学科が2.4倍、社会福祉学科が1.0倍、社会保育学科が1.4倍、保健福祉学部全体で1.7倍となりました。

次に、一般選抜試験の受験者数の状況については、後期日程は4学科とも高い倍率になっておりますが、前期日程の状況については令和元年度は栄養学科が3.0倍、看護学科が4.9倍、社会福祉学科が2.8倍、社会保育学科が3.7倍、保健福祉学部全体で3.6倍となり、令和2年度は栄養学科が2.6倍、看護学科が2.4倍、社会福祉学科が2.4倍、社会保育学科が2.5倍、保健福祉学部全体で2.5倍となりました。また、本年度につきましては栄養学科が2.4倍、看護学科が3.2倍、社会福祉学科1.8倍、社会保育学科が1.1倍、保健福祉学部全体2.1倍となりました。これらの受験者数の状況を見ますと、少子化による受験者数全体の減少、さらには近年

新型コロナウイルス感染症により受験生が希望する学科の志向の変化や居住地から通学を志向するなど特異的な傾向が見られるなどの影響もあり、受験者数全体が減少傾向になっており、これらの要因と、さらには旭川大学の公立化などの影響を鑑みると厳しさは増していくことが予想され、本学の特徴を積極的にPRするなどの広報活動をはじめとした学生確保策を講じる必要があると考えております。

続いて、小項目3、2023年度スタートする旭川公立大学の影響についてお答えいたします。2023年4月から公立化となる旭川大学は、経済学部と保健福祉学部の2つの学部と短期大学部から構成されております。本学の4学科と同じ分類に該当する学科として、保健福祉学部にコミュニティー福祉学科と保健看護学科を有しております。2年制の短期大学に生活学科食物栄養専攻と幼児教育学科を設置しております。本学への影響については、学ぶという観点では4大と短大との違いによる卒業時の国家資格に関わる受験資格などの違いはありますが、同系列の専門分野や技術を学ぶ点では競合することになります。

次に、学生生活という観点については、旭川市を含める周辺市町村において自宅から大学に通学できる優位性は高く、大学選択動機の一つになると考えております。本学における旭川市を含む上川南学区の高校からの直近3年間の入学者数を見ますと、栄養学科が平均で7.0人、17.2%、看護学科が平均で7.7人、15.0%、社会福祉学科が9.3人、17.8%、社会保育学科が6.7人で12.7%となっております。全体で平均で32人、16.3%であることから、影響は大きいと予想されております。

新しく公立化する旭川大学が開学することから、受験生にとっては道北地域における選択肢が増加することになる反面、大学にとっては厳しい学生確保に取り組むことになります。本学のように質の高い職業人を育成する大学では、特に資格を身

につけるとい点が大学を選択する際の重要なキーポイントとなり、さらには国家資格合格率の高さも受験生の関心事となっております。これまで本学の教員による長年の努力の積み重ねにより本学においては高い合格率を維持しておりますが、これらの合格率は一朝一夕では達成できないことから、これらの取組についてはこれまで以上にPRポイントとして強調していきたいと考えております。現在看護学科では、学部の教育課程において看護師、保健師の受験資格の取得に加えて、本学の卒業でも進学先としてニーズが高い助産師課程の導入に向けて現在検討を行っているところであり、令和5年4月からの助産師課程に係るカリキュラム導入を目指しており、さらには大学院設置に向けた検討もされていることなど学習に関わる特徴も周知していきたいと考えております。

次に、小項目4、大学院導入の検討状況についてお答えいたします。大学院の設置については、地域の抱える様々な課題について研究し、それらを解決することによって地域の新しい未来を開くためにより高い研究、教育を行う道北地域の研究、知の拠点としてコミュニティーケア教育研究センターや関係機関と協働した研究を行い、また学部と連続した教育を行うなど道北地域の発展に寄与していくために必要であると考えております。一昨年度7月から昨年12月までの間に大学院設置検討会議を13回開催し、この間検討を進める上での参考データとするために大学院への進学に関する意向調査として本学の在学生及び卒業生、名寄市の近郊で本学の学科に関連した職場で勤務している社会人に対してアンケートを実施いたしました。また、今年度は文科省への大学院設置に係る申請の際に高いハードルの一つである教員の組織編成について、現在在籍している教員において大学院での修士論文を指導、補助できる教員数を確保するための業績予備審査について委託調査を実施いたしました。当初は、本学の4学科について専攻科を設置することで検討を始めてまいりまし

たが、委託調査の結果を踏まえ、大学院設置の際に新たに採用する教員を最小限にし、大学院のニーズなども考慮した結果、名称は仮称であります。健康科学研究科健康科学専攻として1研究科1専攻でまずは検討を進めていくこととなりました。この1研究科1専攻で取得可能な学位については、栄養学と看護学の2つの修士を取得することを想定しており、入学定員は毎年度10名程度と考えております。今後は、カリキュラム編成など具体的な教育内容に関する検討を進めていく予定でありますので、段階的に決定した検討事項について随時議会に報告してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私から大項目の2、コロナ禍における企業の継続支援について、小項目1、企業の経営維持につなげる名寄市独自支援について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響は、昨年9月末に緊急事態宣言が解除されて以降落ち着きを取り戻しつつありましたが、オミクロン株の全国的な感染拡大により北海道では本年1月27日に再びまん延防止等重点措置が発出されました。そして、道による飲食店等に対する時短営業等の要請がなされ、その後市内で感染が拡大するなど市内経済は厳しい状況が続いています。コロナの影響を受けている事業者に対する給付型の支援として、国はこれまで持続化給付金、一時支援金、月次支援金を実施し、いずれも50%以上の売上げ減少を給付要件としてきましたが、昨年11月から本年3月までの5か月間を対象期間として現在申請を受け付けている事業復活支援金は、50%以上売上げ減少に加え、30%から50%の売上げ減少も支給要件とされました。道は、国の一時支援金や月次支援金の補完に相当する特別支援金を実施し、直近の月次支援金に対応する特別支援金では30%から50%の売上げ減少を給付要件としました。また、時短営業や休業等の要請に応じた

飲食店等への協力支援金も実施しています。こうした国や道による支援を見据え、本市としては簡素で迅速に対応することを強みにこれまでに5度の給付金による支援を実施し、給付要件として30%以上売上げ減少を基本とし、4回目の売上げ減少事業者支援給付金及び5回目の地元企業サポート給付金では連続する2か月で20%以上売上げ減少を対象要件に加え、より幅広い支援を実施してまいりました。現在国の事業復活支援金とまん延防止等重点措置の期間を対象にした道の協力支援金による支援がある中、国や道による支援ではカバーされない事業者を支援する方策を検討するため、先般産官金連携なよろ経済サポートネットワークを開催したところであり、商工会議所、商工会、そして市内金融機関とこれまでに行った市の支援策の検証と市内の経済状況などについて意見交換を行ったところでございます。今後会議所、商工会と連携して幅広い観点から調査するなどして状況を把握し、長引くコロナの影響などを受ける事業者に対し市としてどのような支援の方策があるか引き続き産官金で連携し、検討してまいります。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 私からは大項目3、地域のインフラ整備に関わってについて小項目を一括してお答えいたします。

小項目1、公共建設工事における入札不調への原因について申し上げます。建設業界を取り巻く情勢は、人員不足による労務単価の上昇や世界的な新型コロナウイルスの影響による原材料の価格高騰など、建設業界においては特に民間工事において経営の先行きが見えず、工事受注量の減少が続いています。世界的な原油価格の高騰によりガソリンや灯油、重油などの価格は高止まりの状況が依然として続いており、政府主導による石油元売への補助金支給が実施されましたが、不安定な世界経済情勢により一層の原油価格高騰を招くお

それが懸念されています。また、建設資材についても新型コロナウイルス感染拡大によって資材の需給バランスが崩れ、昨年の春から価格上昇が顕著となり、入札不調や資材入手困難による工事のストップなど道内自治体の公共工事に影響を及ぼした事例も見られています。このような不安定な状況にあることから本市の発注工事につきましても国や北海道と同様ではありますが、公共工事の健全な事業運営に向けた対応を行っているところです。工事設計の予定価格の作成については、発注時期の直近における国や北海道と同様の単価を使って積算を行っております。このため、賃上げの状況や燃料、資機材価格の高騰などを含み、市場における労務費及び資機材等の最新の実勢価格を適切に反映をさせ、適正な予定価格になるよう努めております。また、工事期間中に変動をする労務単価や資材単価への対応については、工事の工期が数か月の中規模の建設工事においては当初設計時に最新の単価を採用していることから、入札に対する影響は少ないと考えます。また、調達資材の半導体等の不足による影響などについては、事前にメーカー聞き取りを行ったり、納入遅延を工期の延長とすることができるのかどうかなどの検討を行い、対応をしています。

近年の状況から複数年工事となれば価格変動の上昇が想定されるため、入札に影響があるのではとの御指摘かと存じます。本市では建築工事などで実施していますが、これらの工事の予定価格査定に使用する単価は発注段階において北海道の営繕単価表から入札直前の単価を採用しております。また、受注後において主要価格や賃金変動に対しては工事請負契約書において特別な要因により単価が著しく変動した場合にこの工期が12か月を超えた後に適用することができるいわゆる全体スライドや単年度工事であっても特別な要因による鋼材や燃料価格の著しい価格変動に対応することができる単品スライド、また資材単価に加え、労務費や天災不可抗力による影響を想定したインフ

レスライドなど適用対象条件は異なりますが、請負代金の変更を行うことのできるスライド条項を定めており、経済情勢の激変に対し請負代金が著しく不適當にならないよう受注者との協議等により運用に沿って対応をしております。

次に、小項目2、名寄市中小企業振興条例改正と公共事業の発注に関わってについてお答えいたします。本市は、これまでも公共工事の発注については工事目的物の品質確保のため透明性、公正性、十分な競争性の確保を前提としつつ、受注者の技術力や体制を踏まえ、入札等審議委員会において入札に参加できる業者選定基準等を協議し、入札により公共工事の発注を行ってまいりました。このことを踏まえての地元企業への受注機会の拡大については、名寄市指名競争入札参加指名基準において市内業者を優先的に指名することにより中小企業の発展及び地域経済の活性化を図るものとする事として訓令を発しております。また、市が行う契約の基本的な在り方を示した名寄市公契約に関する指針においても地元企業への受注機会の拡大について配慮し、地元企業を育成することや、安定した雇用環境を確保することを基本目標としております。工事や物品購入、それぞれの競争入札の条件や契約図書などにおいて入札参加資格に市内限定条件を付すなど市内事業者への受注の機会の拡大により市内業者の育成と市内経済の活性化に寄与するよう努めており、工事契約や物品購入契約の分野における市内事業者の受注率は高い水準を保っているところです。議員が言われますように、令和4年4月1日から施行される名寄市中小企業振興条例において、市の責務として市の工事に当たり中小企業者等の受注の機会の増大に努めるとする条項を盛り込んでおります。このことを受け、条例で掲げる基本理念に沿うようこれからも市内事業者への受注機会の拡大に一層配慮するとともに、企業が安心して受注し、市内での資材調達やそこに働く市民等の安定した雇用環境の確保なども含めて地域循環型経済に資す

るよう努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） それぞれ御丁寧な答弁ありがとうございます。確認含めて再度質問をしてみたいというふうに思います。

まず、名寄市立大学の運営の状況でありますけれども、今御答弁をいただきました。実際この近年の運営状況はよいというふうなことでお聞きをしておりました。御答弁があったというふうなことで理解をさせていただきます。ただ、質問でもさせていただいたように、歳入の根幹であるこの地方交付税措置単価、これが気になる場所でありましたから、御質問させていただいたところでもありますけれども、平成26年の単価が199万9,000円だと思うのです。これをベースにして毎年おおむね2%ほどの減少を見込んで、再編協議特別委員会を設置したときに御報告受けていたなというふうに思いますが、先ほどの御答弁でいきますと、本年度の措置単価は166万8,000円ということで、2%減少で、同じく2%ずつ減少していくということになると、それ以上にこの措置単価が落ちているなというふうな実感をしています。したがって、この部分がやはり運営に影響するというふうなことにはならないかなというふうな部分でいう危惧をしているところでもありますけれども、先ほどの御答弁でまだ今後の国のほうの考え方がきちっと示されていないということではありますけれども、この保健福祉学部の、これは医療単価というふうな形で高い単価が設定をされたというふうに思いますけれども、今後におけるやはり運営ということを見ると、国が定めることでありますから、まだ何とも言えないという部分ではありますけれども、何らかの今までの流れを考える中で、今考えを再度お聞きをしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 先ほど御答

弁させていただきましたように、直近5年間の部分の交付税単価についてはトップランナー方式の導入を5年間やるということでしたので、それが令和3年度までの交付税単価が平均して約3%減少したということで、今後の見通しは分からないということで答弁させていただきました。地方交付税の部分については国の動向を受けてからの対応になるということになるのですけれども、もう一方、歳入の根幹をなすものが学生のやっぱり授業料ということになります。先ほど塩田議員のほうから平成26年度からのということでありましたけれども、社会保育学科も当時は短大の2年制ということで、現在は保育学科で4年制となっており、おかげさまで今のところは当時より2年間分の学生が増えているということで学生数が確保されているので、入学金、そして授業料の部分含めて、その部分の収支が一定の確保されていることが今の現状の中での先ほども答弁させていただいた歳入、歳入が均衡保たれているというような条件になっておりますので、国の部分については、先ほども言いましたように、どうなるか分かりませんが、まずは自分たちができるといふことになりまして、学生数の確保が重要になってくるのかなということがありますので、その部分をきちっと今後も含めて対応させていただきたいということと考えております。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 29年からトップランナー方式で3%ほどの減額になっているということで、ちょっと大きくなっているのかなというふうに思いますけれども、その辺やはり国の動向を重視をしながら進めていただきたいというふうに思います。

あと、これと併せて学生をしっかりと確保することが、定数を満たしていることがやはり絶対条件だなというふうに思いますので、これまでの過去3年間の状況、学生の受験数、受験率ですか、をお示しをいただきましたけれども、定数を

割っているものは全然ないというふうなこともありますし、この前期日程では、前期日程、後期日程合わせて受験数は大きく倍率を上回っておりますから、安心するところでありますけれども、先ほども旭川大学公立化に伴ってやはり競合するというふうなことも含めて厳しい状況があるのかなというふうにお答えをいただいたかなというふうに思います。今の状況が少しずつ変化をしてきて、志向が変わってきているのだとか、やはり地域内というか、あまり、コロナの影響なのかわかりませんが、身近なところと言ったらおかしいですけれども、そういうふうな大学に通うというふうな状況もあるのかなというふうなところでちょっと危惧するところでありますけれども、実際上川南というふうな部分でいうと、先ほど全体で16.3%今現在通っていると。この部分が旭川が公立化することによって影響もあるかもしれませんので、やはりその辺の部分については注視をしていく必要があるのかなと。

昨年ですか、議会と、それから名寄大学の学生、一部でありますけれども、意見交換させていただいて、その中でこの名寄大学を選択をした理由といたしまし、いろいろ聞いているとやはり公立大であるというふうなことで、名寄市だけではないのしょうけれども、オープンキャンパス開いて、これは学生、保護者、別々に開いていることなり、それから名寄は1学科50人ですよ。したがって、少人数制になっているという、これがいいのだというふうにする学生もおりましたし、それから勉強する環境がいいというふうなことで、この大学を選んでよかったというふうに言っておりますので、そういうところもしっかり受け止めながら、やはりこれからの名寄大学の特徴といたしまし、それをしっかりとつかみつつ訴えながら進めていっていただきたいなというふうに思います。

その中で助産師課程の部分でありますけれども、この部分については4人枠というふうなことで、

今回来年度に向けて今年度届出を行い、設置をするというふうなことで今進めていることなのだというふうに思います。この部分については、4人というふうな部分については、これは4人に決めた部分で、最初御答弁いただいたかもしませんが、4人にしたというふうな部分でいうと、その辺どういう形で4人だったのかというふうなことでお答えいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 助産師課程の部分については、一番ネックとなるのが助産師課程に係る実習がネックとなります。1人普通分娩の実習を10症例受けなければいけないということで、今少子化によって出産数も減っているということとあくまでも普通分娩の実習を受けるということで、それぞれ病院に御協力いただかないといけないということで、今現状で私どものほうでは名寄市立総合病院と稚内市立病院のほうでも御協力をいただいて、何とか実習の部分が受け入れていただける部分が4人確保できたということで、今現状として確保できた部分が4人ということですので、これ以降実習の施設が確保できれば人数を増やすことが可能なのですけれども、今現状の中では確保の部分についてはこの2つの施設の御協力という部分しか確定していないということで、その部分で4人ということになっております。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） ありがとうございます。やはり実習というふうなことで、実習環境が結構厳しいと。稚内市立病院の協力も得て、実施ができるようになったというふうな御答弁をいただきました。看護の関係について言えば、保健師の資格を取ることができるということで、たしか15人枠があったと思うのですけれども、要するに看護師資格、そして保健師資格、助産師資格とあるのですけれども、これはこの4年間で非常に厳しい状況になる、カリキュラム等厳しいという

ふうな部分あるのかもしれませんが、これは3つとも例えば努力をする、取るというふうなことができるのかどうなのか、その辺についてお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 今カリキュラムのお話が、御質問がありました。今現状の中では、本学の看護学科では看護師と保健師が資格を取得できるということであります。保健師課程の部分については、3年から希望する者15名が専攻されて、保健師課程を追加でカリキュラム受けるということで、看護師のカリキュラムに加えて保健師のカリキュラムを志望する学生については3年生から非常に過密なスケジュールの中で卒業するということとなります。助産師課程の部分についても今の保健師課程と同様に予定としては3年次に新たに助産師課程のカリキュラムを受けるということで、基本的に看護師と助産師課程のカリキュラムを受けるということとなりますので、それ以上のプラスで受けるというのはカリキュラム的には、カリキュラムというか、時間編成的には無理だということであります。ですので、本学の看護学科の卒業生のパターンとしては、看護師の資格を取得する者と2つ目が看護師と保健師の資格を取得する者と3つ目が看護師と助産師の資格を取得する者のその3つのパターンの卒業生が出るということになります。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 時間的に厳しいというふうなことでありますので、今の要するに名寄大学の看護を卒業される方は3つのパターンで資格取得をすることができると、受験できるというふうな状況になるということで理解をさせていただきました。

この助産師資格なり保健師資格という部分で、看護師のほかにこういうふうな資格が取れるということはやはり仮称でありますけれども、旭川大学が公立化来年からされますけれども、そこの

部分としてはこれ名寄大学の特徴というふうに捉えていいのかどうなのか、そこをもう一度お願いいたします。

○議長（東 千春議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 今現状の旭川大学の中では先ほどもお話ししました保健看護学科というところがありまして、こちらについては看護師と保健師の資格を取得することが可能ということで、助産師の部分については現状の旭川大学では取得することができないということです。私どものほうの本学のほうで助産師課程のカリキュラム編成が導入できれば、そこが少し優位なところなのかなということでは思っております。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 大学関係でいうと最後、大学院の導入の関係でありますけれども、先ほども説明をいただきました。この在学生なり卒業生、そしてこれに関連する方たちに調査をしたというふうな部分でありますけれども、その辺の部分についても差し支えなければ内容についてお聞かせいただければなというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 先ほども答弁させていただきまして、大学院を検討する際の参考とするデータといたしましてアンケート調査を実施したというところであります。まず、在学生については3年生と4年生の学生に対してアンケートさせていただきました。回答が大体400人中220人から回答がありまして、これ9月にしたアンケートですので、そのうち大学院に進学する、受験する者が6名、大学院の進学を検討中とした者が9名ということで、220人中15名が大学院、何かしらの検討していると。大体約7%近くなのですけれども、というお答えをいただきました。もう一つ、この在学生に対して名寄市立大学に大学院があったら進学を考えるかどうかというところの質問については、進学を考えるというか、検討すると答えた学生が4年生が29人、

3年生が19人ということで、先ほどの現実的な15名というより大学にもしあったら検討するとお答えした学生が計48名で、先ほどの回答した中の約21.8%の学生が大学院を検討するというようなお答えをいただきました。また、本学の卒業生に対しても同窓会の御協力をいただきながらアンケートを実施して、202名から回答がありました。このうち大学院の進学を考えている、また、進学を予定すると答えた方が25名いらっしゃいました。いずれも一定の社会人を経験して、平均で大体30歳以降から具体的にそういったもう少し勉強したいなどお答えしている卒業生の方が約25名いました。また、名寄市の近郊で本学の学科に関連する施設で勤務している社会人に対するアンケート調査について、208人から回答がありました。そのうち大学院の進学を考えていると回答した方については13名がいたということで、一定の、大学院のことを検討するという方については一定数がいるということと、特に先ほど言いましたように、在学生在が自分たちの大学の中に大学院があったら進学して、さらに上のことを勉強すると考える学生が一定数多いということを含めると、大学院があることによって本学の受験動機の一定の要因にもなるのかなというようなこともこの結果の中では考えられるのかなと思っております。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） ありがとうございます。アンケート結果お聞きをしました。やはり希望される方いらっしゃるということも含めて、今後の設置に向けて前向きに努力をしていただきたいというふうに思います。少子化の影響等々もこれからもあると思いますので、やはりこの名寄大学の定員をしっかりと守っていくというふうなことは大事な部分でありますので、それらについて鋭意努力をしていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、続いてコロナ禍における企業の継続

支援、名寄市独自支援というふうなことで先ほど御答弁いただきました。国、道、そして名寄市と色々な形で支援をしてきているというふうな部分でありますけれども、今回町中でいろいろお話を聞いたりしていく中で、国の支援でいきますと50%以上の売上げ減少、この事業復活支援ですか、この分については新たに30%から50%ということできていますけれども、これあくまでも売上げ減少の支援ということでありまして、30%以上やはり売上げが減少した企業が対象というふうなことになりますので、それ以下ではありませんけれども、大変な状況にあるというふうなことで訴えをされる方もおります。したがって、名寄市民であり、名寄の企業である企業を維持、継続していただくためにも何らかの名寄市の支援というのは必要なのではないかなというふうに思っております。それらを対象とした形の中で、ということは30%、名寄の独自支援でいうと売上げ減少、それが地元企業サポートは20%以上ということですから、そういうふうに分けて大分少しずつ違ってきている部分はありますけれども、やはりそれ以下の部分については該当しないわけです。したがって、そういうところもしっかり拾っていくというふうなことは必要ではないかなというふうに思いますので、その辺について今回独自支援というふうなことでいうと考えてはいないのかというふうなことでお聞きをしました。先ほども商工会議所等々もこの実態調査といいたし、市内の実態を調査しながら現状を把握をして、何らかの対応は協議をするというようなことでちょっと私受けたのですけれども、再度その辺について御答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 市の独自支援ということで御質問、再質問いただきましてありがとうございます。先ほどの答弁にもありましたが、今国のほうでは事業復活支援金、それから北海道では協力支援金ということで給付型の支援

があります。この国や道による支援ではカバーし切れないところ、まさに塩田議員のところでは、質問の中でもありましたが、売上げの減少というもので見ているというところ、そこに満たなければ、条件に満たなければ支援が届かないといった御指摘もありました。私どもも30%以上の売上げ減少というのを基本にしておりましたが、直近2つについては20%以上の月が2か月連続ですといったことについても幅を広げてきたところですが、ただ、これからまさにスピード感を持って調査をしたいと思っておりますが、その中では売上げの減少だけで窮状を拾えるのかといったことも含めて分からないかということ調査の中で検討したいということも考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 実際にコロナになって2年ということですので、相当つらい思いをされている方おりますので、その辺の部分についてはこの調査の中で、アンケート調査になるかちょっと分かりませんが、調査の中で見えてくるものがあるというふうに思いますので、その辺をしっかりと受け止めながら独自の対策を講じていただければというふうなことでよろしく願いますということをお願いして、終わります。

続いて、地域インフラ整備というふうな部分でいうと入札の関係でありますけれども、これは実際に私道新見てちょっとびっくりした、愕然としたという部分あるのです。それまで過去にはありました。震災支援ですとか東京オリンピックが招致をされて、インフラ整備するというふうな部分で、相当労務単価含めていろいろ高騰したことによっていろんなことが起きました。そんなことを、何か今いろんな形の中で高騰が続いているというふうなことで、同じように思い描いた部分がありまして、危惧するところありましたので、ちょっと質問をさせていただいたというふうな部分であります。御答弁いただいた中では、直近の単価、

当然労務単価については人件費になりますし、それから土木等々についてはその他の単価、これ道単がありますけれども、建築の関係についてはやはり独自に3か月の平均の動向調査をしながら決めていくというふうな部分もありますし、見えない部分というのはたくさんあると思うので、非常に入札に際していろいろ問題が生じるのではないかと。特に複数年にまたがる部分というのは当然先が見えないというふうなこともあって、非常に不安な状況で入札に参加されるというふうな部分があるのかなというふうに思っています。

そこで、先ほど来いろいろなるべく直近のものを使って実施設計を、まず設計に伴う積算をしていくというふうなことでありますから、実勢単価に近いものが示された中での入札というふうなことになると思います。したがって、ここの部分でいうと最善の努力を払うというふうなことも含めて入札不調というふうなことには至らない方向で進めるというふうな理解でいいのかなのかということでもよろしく願います。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 今議員がおっしゃられましたとおり、まさに昨今の情勢、私どももこれ一体どうなるのだろうとちょっと予測つかない部分もございますけれども、これまでもありましたとおり、震災のあった年には労務単価は基本的には年1回の改定なのですけれども、あまり動向が大きく開けば年度途中でも改定というふうになれば、それについていくような形にもなりますし、年度またぎの工期の建築工事で多いのですけれども、工期の中で大きな工事につきましては過去にも南小、工事のときには、年度またぎの4月のときには改定を行ったというような経緯もございますので、これからも今私ども準備できているものについては引き続き同様の形で対応はしてまいりたいなというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） ありがとうございます。

それから、複数年というふうな部分でいうと、将来見通せないところもあって、やはり変動というのは当然あると思います。その中では、契約条項の中の25条の適用もそれは考えていくと。実際に請負側と調整を図りながら対応していくという話ですので、スライド条項の適用を考えているというふうなことで御答弁いただいたというふうに思います。その辺しっかりした形を取るということは、将来のこの後の工事の関係についても発注に関しても影響することなので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

それから、地域経済の循環というふうな部分でいうと、先ほど御答弁いただきました。官公需に関する部分で受注の機会の確保ということで、市内の企業を中心に考えているというふうなことで強い御答弁をいただきましたので、よろしくお願ひをしたいということをお願いを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 以上で塩田昌彦議員の質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 日程第3 議案第25号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第25号 工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

本件は、研修施設改修事業建築工事について、3月1日、4社による一般競争入札を執行し、坂下組・吉田組特定建設工事共同企業体が1億7,100万円で落札をし、これに消費税及び地方消費税1,710万円を加え、1億8,810万円で契約を締結しようとするもので、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求

めるものでございます。

本工事は、研修施設の地階の温浴部分である浴室と脱衣室、休憩ホール内部改修、サウナ室及び機械室の増築工事と既存エレベーターの不適合部分改善のための更新工事を行うものであり、温浴部分を10月下旬に、エレベーターは令和5年5月下旬に完成を予定しているところでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第4 議案第26号 令和3年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第26号 令和3年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして2月21日に議決をいただいた補正予算の一部に錯誤があることが判明をしたことから、歳出予算の調整を行うものであり、予算総額の変更はございま

せん。

補正の理由を申し上げます。3款国民健康保険事業費納付金におきまして医療給付費分200万円を追加をし、5款保健事業費におきまして特定健康診査等事業費200万円を減額をし、調整を図ろうとするものでございます。

議 長 東 千 春

このたびの錯誤についておわびを申し上げ、今後このようなことがないように適正な事務処理に努めてまいります。

署名議員 山 崎 真由美

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

署名議員 三 浦 勝 秀

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時10分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。